



ウェルネスシティ 信州小諸

— 自分らしく居られるまち、自分に遇れるまち —

小諸市総合計画 第12次基本計画



住
み
た
い
行
き
た
い
帰
っ
て
き
た
い



令和 6 年度～令和 9 年度



健幸都市(小諸版ウエルネスシティ)を 目指して

小諸市長 小泉俊博

本市では、平成 28 年に策定した小諸市総合計画「第 5 次基本構想」に、目指す将来都市像として「住みたい 行きたい 帰ってきたいまち小諸」を掲げ、その実現に向けて、平成 28 年度から令和 5 年度までの 8 年間のまちづくりの方向性を定めた前期・中期基本計画に基づくまちづくりを進めてきました。こうした中、令和 3・4 年長野県毎月人口異動調査において本市の社会動態人口は転入超過となり、子育て世代の人口も増加傾向が続くなど、まちづくりの成果が着実に現れているところです。

第 12 次基本計画の策定にあたっては、第 11 次基本計画に引き続き、基本計画を行政のマネジメントのための計画と位置づけ、第 5 次基本構想で定めた行政の役割を具現化する「行政の計画」として策定作業を進めました。また、私の市長公約を反映させるとともに、市長任期と基本計画の計画期間を一致させており、市長任期と基本計画の整合性を高める構成としています。策定後の運用については、小諸市総合計画の特徴でもある、計画・予算・決算・評価が連動したトータルマネジメントシステムとして、継続的な改善を行い、着実に市政の発展を図っていきます。

今日、社会問題となっている人口減少や少子高齢化の進行、地震や台風などの自然災害に対する備えは、小諸市においても重要な課題となっております。そこで、小諸市が今後も持続可能な自治体であり続けるために、市長公約「こもろ未来プロジェクト 2024」において掲げた「小諸版ウエルネスシティ」をまちづくりのビジョンに据え、健康・福祉はもちろんのこと、子育て・教育、環境、産業・交流、生活基盤、行政経営など、あらゆる分野において健康・健全であることを目指します。これは、市民が健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな人生を営めるまちを目指すものであるとともに、市民に限らず、訪れた人が癒され、自分に還れる場所となることが、小諸市のさらなる発展に必要不可欠なものであると考えるからです。また、第 12 次基本計画においても、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の理念を基に引き続き取り組んでいきます。

最近では特に出生者数の大幅な減少が顕著に表れており、「自然増（死亡者数より出生者数が多い状態）への挑戦」として、「若者が暮らしやすいまち」「子育てが楽しいまち」「こども・女性を大切にするまち」などの環境整備に重点を置き、若者にとっても住みやすく訪れやすいまちづくりを進めていきます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さまをはじめ、小諸市総合計画審議会の皆さまや関係機関の皆さまに、心からお礼を申し上げますとともに、今後も小諸市の発展のため格段のご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 12 月

－ 目 次 －

【第1部：総論】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 頁
----------------------------------	-----

【第2部：基本計画】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 頁
----------------------------------	------

第1章 基本計画の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17 頁
--------------------------------	------

第2章 財政運営の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・	21 頁
------------------------------	------

第3章 こもろ未来プロジェクト 2024・・・・・・・・・・	25 頁
--------------------------------	------

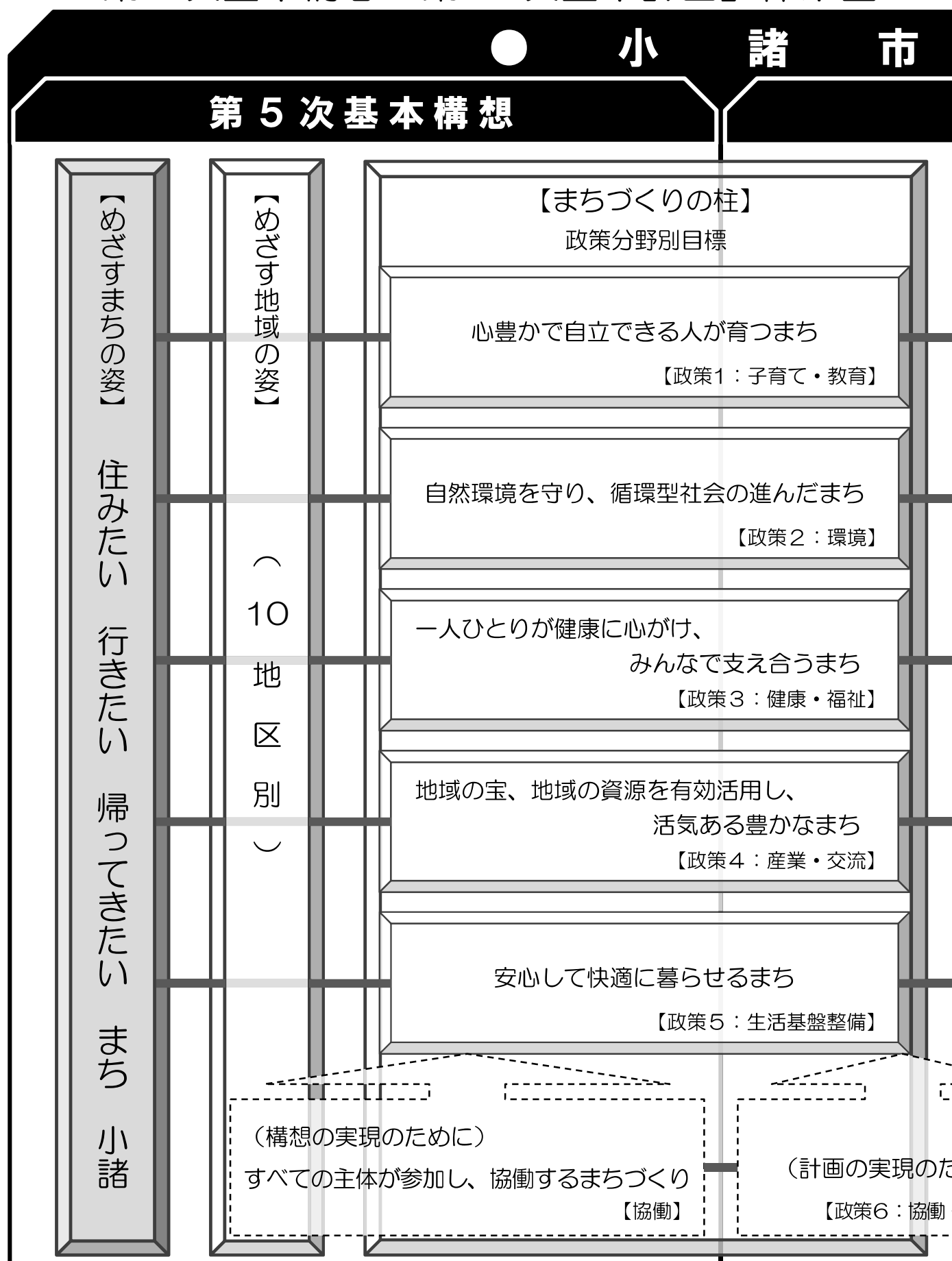
第4章 政 策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31 頁
-----------------------------------	------

第5章 施 策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45 頁
-----------------------------------	------

【第3部：資料集】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93 頁
---------------------------------	------

◎小諸市総合計画

「第5次基本構想・第12次基本計画」体系図



総 合 計 画

第12次基本計画

【こもろ未来プロジェクト2024】

(政策横断／組織横断)

にめ)

・行政経営】

【施策1-1】 教育環境の充実を図り、こどもたちの「生きる力」を育みます
【施策1-2】 安心してこどもを産み育て、こどもたちが健やかに成長できる環境の整備を進めます
【施策1-3】 生涯にわたる市民の主体的な「学び」を促進し、「生涯学習社会」の実現を目指します
【施策1-4】 かけがえのない文化財を保存・継承し、有効に活用します
【施策1-5】 スポーツを通じて、交流や活動が生まれるまちを目指します
【施策1-6】 市民の人権意識を高めます

【施策2-1】 ごみの減量と再資源化を進めます
【施策2-2】 環境の保全とゼロカーボンを推進し、自然環境にやさしいまちづくりを目指します
【施策2-3】 市内全域の水洗化を推進し、公共用水域を保全します

【施策3-1】 一人ひとりが健康に心がけ、生涯元気で暮らせるよう支援します
【施策3-2】 誰もが安心できる福祉環境を整備します
【施策3-3】 高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進します

【施策4-1】 持続可能で多様な小諸の「農」と「森林（もり）」を目指します
【施策4-2】 地域の強みを活かした企業誘致とビジネス集積を強化し、地域経済の活性化を図ります
【施策4-3】 暮らしやすさや地域の魅力を発信し、移住・観光交流人口の増加とまちづくりの担い手育成を進めます

【施策5-1】 多極ネットワーク型コンパクトシティにより、利便性が高く、居心地のよい、ひらかれた都市づくりを進めます
【施策5-2】 社会基盤の整備と長寿命化を進めます
【施策5-3】 水道水の安定供給と事業の持続的な安定経営を進めます
【施策5-4】 参加と協働で安全・安心な暮らしを実現します

【施策6-1】 参加と協働により市民主体のまちづくりを推進します
【施策6-2】 戦略的で効率的・効果的な行政経営を推進します
【施策6-3】 財政の健全性を確保しながら、効率的・効果的な財政運営を進めます
【施策6-4】 変革に柔軟に対応する職員を育成し、市民サービスの向上を図ります

小諸市第 12 次基本計画

第 1 部 総論

1 趣旨

小諸市では、総合的かつ計画的な行政経営を図るため、「基本構想」及び「基本計画」から構成される「総合計画」を策定しています。

総合計画は、小諸市自治基本条例によって策定が義務付けられています。小諸市自治基本条例は、市民が主役の自治（まちづくり）を進めるための基本的なルールを定めたもので、このルールに基づく運用体制や制度を整備していくことによって、主権者である市民を主体とした「参加と協働のまちづくり」を推進し、自治の発展を目指すことを目的としています。

現行の「第5次基本構想」の計画期間は、平成28年度から令和9年度までです。基本構想は、「地域経営のための計画」と位置づけられ、地域の様々な主体が地域のビジョンや各主体の役割を共有するとともに、計画を運用する仕組みとしての「協働のまちづくりの体制構築」につなげることを目的としています。

「基本計画」は、基本構想に基づき策定される行政経営の最上位の計画であり、小諸市では市長の任期と基本計画の期間の整合性を図るとともに、市長公約を反映した計画となっています。

第12次基本計画は、計画期間を令和6年度から令和9年度とし、この計画期間においては、当計画の方針に基づき市政経営がなされます。

2 計画の構成

小諸市の総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造としています。

このうち、「基本構想」は、地域を対象とした計画として長期のアウトカム（成果）を示し、「基本計画」と「実施計画」は、行政を対象とした計画として、基本計画は中期のアウトカム（成果）を、実施計画はアウトプット（産出）とインプット（投入）を示すものと位置づけています。

また、これらはそれぞれ上位計画と下位計画として、「目標と手段」という因果関係で結ばれており、基本構想を実現する手段として基本計画があり、基本計画で掲げる目標等を実現する手段として実施計画を立案するものです。

(1) 基本構想

目指すべき将来都市像やまちづくりの目標、それらの実現に向けた政策展開の基本的な考え方を示します。

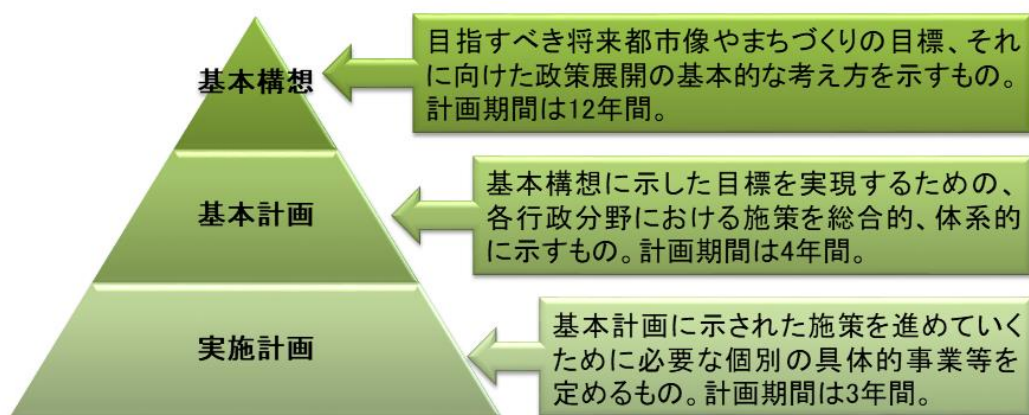
(2) 基本計画

基本構想に示した目標を実現するために、各行政分野において行政が担うべき施策を総合的、体系的に示します。

(3) 実施計画

基本計画に示された施策を進めていくために必要な個別の具体的事業等を示すこととし、毎年ローリング（見直し）を行います。

計画体系のイメージ図



3 将来都市像

住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸

～ 自然と文化と人々が織りなすハーモニーで

みんなにやさしい 活気あふれる 高原の城下町に ～

日本は、「少子化」「超高齢化」「急激な人口減少」という、かつて経験したことのない極めて大きな困難に直面しています。小諸市もまた同様であり、昨今は社会増となっていますが、それを上回る自然減が進展しておりこの出生者数の減少状況は深刻です。

また、小諸市には、「恵まれた自然環境」「長い歴史の中で育まれてきた伝統や文化」「人々の絆」といった様々な財産（お宝）がありますが、これらを十分まちづくりに活かしているとは言いがたいのが実情です。このような中、徐々にこれらを活用する人々が表れ、貴重な財産（お宝）を輝かせてくれる事例が

増え始めた現状もあります。

様々な困難や課題に明るい兆しも見える中において、この流れを絶やすことなく、より力強く確かなものとなるよう、小諸市は「住みたい、行きたい、帰ってきたいまち」の実現を目指し、未来を築く皆様とともに歩みを進めます。そして、誰もが誇りに思える「選ばれるまち」へと発展してまいります。

この目指すまちは、今住んでいる人にとっては、本当に「住んで良かった」と思えるまちであり、それ以外の人にとっては、「住みたい」「行ってみたい」と思える魅力あるまちであり、就学や就職などのために一旦はこの地を離れても、常にふるさとに思いを寄せ、やがては「帰ってきたい」と思える心温かいまちです。

そうした「まちづくり」の根底に、通奏低音（※）のように流れているのが、あらためてその存在や価値が見直された「かけがえのない恵まれた自然環境」や「長い歴史の中で育まれてきた伝統や文化」や「人々の絆」です。これらの「小諸らしさ＝小諸市のお宝」にさらに磨きをかけ、ハーモニーを奏でるように調和させることにより、性別や年齢や障がいの有無などに関わらず、すべての人が安全で安心して暮らせる、活気にあふれた「高原の城下町」の再生を目指します。

自らの「まち」をつくるという営みは、市民一人ひとりの生活そのものです。「まちづくり」に、市民一人ひとりがその役割と責任を自覚し、市民みんなが心をひとつにして取り組むことによって、いつまでも小諸市が小諸市であり続けることのできる持続可能な自治体を目指します。

※通奏低音：バロック音楽で広く用いられた技法で、アンサンブルの支えとしての低音部のこと。転じて、「表面にはあらわれないが一貫してその物事に影響を及ぼし続けている要素」の例えとして使われる。

4 SDGsとの関連性

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを宣言しています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、わが国においても2016年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、同年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の策定を行い、積極的にSDGsに取り組んでいます。

SDGsの理念は国だけが実施すべきものではなく、自治体や民間企業においても力を注ぐことにより最大限の効果を発揮することとされています。

小諸市の第11次基本計画からは、SDGsの17のゴールと169のターゲットを意識した市政運営を行うことで、持続可能なまちづくりを目指しています。なお、第6章基本計画とSDGs17のゴールとの関連表にて、主な目指すべきゴールを掲げています。

5 総合計画の期間

地域計画である「基本構想」については、それに求められる普遍性を確保するため、計画期間を12年間としています。

市政運営の計画である「基本計画」については、市長任期との整合性を図り、市長公約を反映させるため、計画期間を4年間としています。

なお、時々の情勢に伴い、必要に応じて各計画は見直しを行います。

計画期間のイメージ図



小諸市第 12 次基本計画

第 2 部 基本計画

小諸市第 12 次基本計画

第 1 章

基本計画の考え方

- 1 基本計画策定の目的
- 2 計画の構成
- 3 計画の期間

1 基本計画策定の目的

小諸市では、基本計画を行政のマネジメントのための計画と位置づけ、策定しています。そして、そのような行政マネジメントとしての計画運用に向けて、策定段階においては、可能な限り多くの職員が参画すること（オーナーシップ）、職員の意識を変えること（マインドセット）、総合計画だけでなく予算や行政評価など他のシステムも連動すること（トータルマネジメントシステム）の3点を重視しました。

続いて、「第5次基本構想」では、基本構想を「地域経営のための計画」と位置付け、地域の様々な主体が地域のビジョンや各主体の役割を共有するとともに、基本構想を運用する仕組みとしての「協働のまちづくりの体制構築」につなげることに重きを置きました。

これらを受け、「第12次基本計画」の策定にあたっては、「第11次基本計画」に引き続き、基本計画を行政のマネジメントと連動した計画と位置付け、第5次基本構想に基づいた「行政の計画」として、基本構想で定めた行政の役割を具現化する計画とします。また、基本計画に市長公約を盛り込むとともに、市長任期と基本計画の計画期間を一致させることなどにより、市長任期と基本計画の整合性を図っています。

2 計画の構成

（1）財政運営の基本的な考え方

小諸市では、トータルマネジメントシステムにより、基本計画と予算が連動性を持った行政経営を行っています。第12次基本計画においても引き続き、財政規律のメカニズムを組み込むことで、予算の裏づけのある計画とします。

（2）こもろ未来プロジェクト2024（市長公約）

第12次基本計画及び、それに基づく実施計画に市長公約を反映するため、市長公約に関連する事項について「こもろ未来プロジェクト2024」として位置づけを整理します。

(3) 政策・施策

第12次基本計画の骨格は、政策と施策の2層構造とします。このうち、「政策」については、第5次基本構想のまちづくりの柱（政策分野別まちづくり方針）の分野単位の枠組みで、基本構想で設定された行政の役割について、第12次基本計画の計画期間内に「どのように実施するか」という取り組み姿勢を「方針」として示します。また、「施策」については、上位政策に基づき、概ね「課」単位の枠組みで、より詳細に「どのように実施するか」という取り組み姿勢を「方針」として、「どこまで実施するか」という目指す状態を「目標・目標値」として示すこととします。

3 計画の期間

【第12次基本計画の計画期間】

令和6年度 ～ 令和9年度

（ 2024年度 ～ 2027年度 ）

計画期間については、これまでの基本計画と同様に4年間とします。市長任期と基本計画の整合性を高める観点から、市長任期と基本計画の計画期間を一致させるため、策定と同時に運用を開始することとします。したがって、年度単位の設定で「令和6年度から令和9年度まで」の4年間の計画期間とします。

小諸市第 12 次基本計画

第 2 章

財政運営の

基本的な考え方

1 財政運営の基本的な考え方

少子高齢化や人口減少の進展により、今後、税収をはじめとする一般財源の減少が見込まれる一方、歳出面では、社会情勢の変化からくる様々な課題への対応に加え、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策に要する経費などの増加が見込まれ、財政の硬直化は避けられない状況です。

そこで、第12次基本計画における財政運営の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

財政運営の基本的な考え方

- ① 最小の経費で最大の効果を発揮するため、事業の見直しにより財源を確保し、優先順位の高い事業に重点的に資源配分する。
- ② 基金や市債に依存した財政構造の回避は最優先事項である。そこで、重要事業による影響を除いた平年ベースの事業費には、一般財源の不足を補填するための基金繰り入れをしないことを目指す。
- ③ 新規の公共施設整備は原則として凍結するとともに、公共施設の集約化、複合化、不用な施設の除却などにより施設総量の縮減を目指す。
- ④ 小諸市の課題である「担税力の強化」に向けた施策・事業の推進など、自主財源の確保に最大限努めるとともに、不要資産は積極的に売却を進めるなど、資産の適正管理を進める。

2 基本計画と予算の連動性

小諸市では、トータルマネジメントシステムにより、基本計画と次年度予算が連動性を持った行政経営を行っています。第12次基本計画期間では、施策の実現性や実効性をより一層確保するため、次年度予算との紐づけのみではなく、向こう3年間の財政見通しを精緻にしつつ、実施計画とあわせて運用していきます。そうすることにより、施策に対する予算的な裏付けを付与し、複数年度予算の視点を持たせることで、柔軟な予算執行と計画期間中での改善がより有効に機能するようにし、実施すべき事業を確実に実施し基本計画の目標達成を促進します。

3 財政目標

財政目標は、本市の財政が将来に渡って持続可能となる最低限の水準として以下のとおり設定した。計画期間内において、市財政は原則として財政目標の範囲内で運営されるものとします。

4 財政目標の運用

財政目標

- ① 財政調整基金残高：20 億円以上
- ② 市債残高：150 億円以下（臨時財政対策債を除く）
- ③ 実質公債費比率：9.0%以下

第12次基本計画の計画期間内に財政目標が未達成となった場合には、未達成の原因を分析し、財政目標の達成に向けた改善策を総合計画審議会及び9月議会に報告することとします。

小諸市第 12 次基本計画

第 3 章

こもろ未来プロジェクト 2024

- 1 位置付け
- 2 基本姿勢
- 3 実行に向けた手法の基本方針(原則)
- 4 小諸版ウエルネスシティの概念図
- 5 小諸版ウエルネスシティとは
- 6 重点的に取り組む項目

1 位置づけ

市長公約に関連する事項については、第12次基本計画または、当該計画に基づいた実施計画において、関連する事務事業の計画内容に反映するものとし、そのうえで、計画運用段階のPDCAサイクルの中で、実施計画の実績の評価と、その結果に基づく毎年度の見直しの実施により、市長公約の進行管理を行うとともに、着実な進捗を図ることとします。

2 基本姿勢

（1）民間の発想と着眼点で「ワクワク」する市政を創り、行動します

「官」から、意欲ある住民主体の「民」の発想へ転換し、柔軟でスピード感のある着眼点で取り組み、戦略的かつ効率的な市政運営を進めます。「ワクワク」するような新しいかたちの「こもろ市政」を創り、誠実に行動します。

（2）地域の課題解決に「市民とともに協働」で取り組みます

「地域のみなさんの持つチカラ」を活かし、行政がそれを増幅していくことが、真の意味での「強い地域づくり」につながると考えます。身近な課題に市民と一緒に取り組み、地域の力の向上に努めます。また、努力して頑張っている人や団体、企業を応援する小諸市を創り、まち全体に元気をとりもどします。

（3）政財官産学連携や広域連携の「太いパイプ」を市政戦略に活かします

政財官ならびに産学との連携強化を図るとともに、地域における様々な広域連携をこれまで以上に行い、市政戦略に活かして小諸市の力に変えます。

3 実行に向けた手法の基本方針（原則）

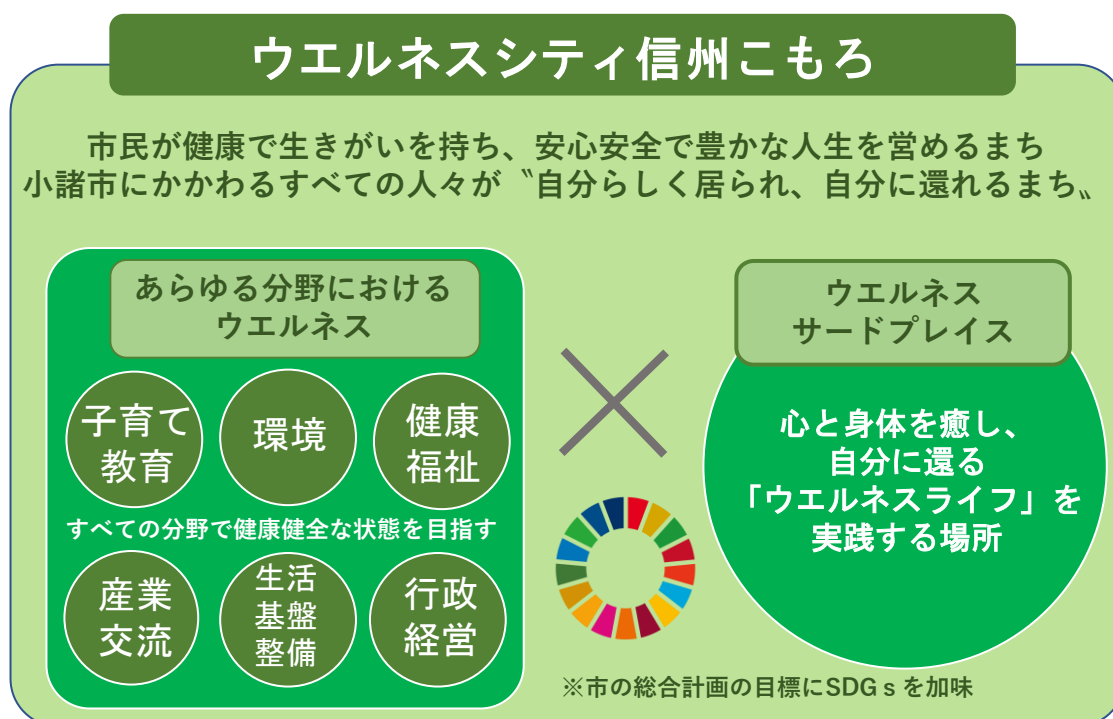
（1）知恵を出し、汗をかき、人材や資産をフルに活用し、市民主体を基本とした参加と協働によって最小の経費で最大の効果を上げていきます。

（2）小諸の良さや魅力を戦略的・効果的に宣伝、周知するシティプロモーションでは、テレビ番組、新聞記事、インターネット等の宣伝広告料のかからない媒体を徹底的に活用していきます。

（3）客観的で効果測定に適した「数値」設定を心がけることにより、「見える化された」目標達成度による検証を行います。

- (4) 多様な市民ニーズや組織横断的課題に迅速に対応できる柔軟で機動的な組織づくりに取り組みます。
- (5) すべての施策、事業において、毎年度PDCAサイクルにより見直しを実施し、目標の実現に向けた進捗管理を行います。

4 小諸版ウェルネスシティの概念図



5 小諸市が目指す「小諸版ウェルネスシティ」とは

近年、多くの自治体が人口減少という課題に直面しています。小諸市も例外ではありません。しかし、小諸市は、この課題を乗り越え、市内外の人々から選ばれるまちを目指しています。そのために掲げているのが、「小諸版ウェルネスシティ」というビジョンです。

(1) 「小諸版ウエルネスシティ」ってどんなまち？

「小諸版ウエルネスシティ」とは、単に健康なまちという意味ではありません。心身ともに健康で、生きがいを持ち、安心して暮らせるまちを目指しています。そのために、子育て・教育、環境、産業・交流、生活基盤、行政経営など、あらゆる分野において「健康」「健全」を目指し、施策を推進していきます。

(2) 小諸市の強みは「サードプレイス」

慌ただしい現代社会において、私たちは日常の疲れを癒し、本来の自分を取り戻せる場所が必要です。「小諸版ウエルネスシティ」では、この場所を「サードプレイス」と呼んでいます。小諸市には、美しい自然、歴史、文化、人々など、サードプレイスとなる地域資源が豊富にあります。

(3) 「小諸版ウエルネスシティ」の具体的な取り組み

小諸市は、「小諸版ウエルネスシティ」の実現に向けて、以下の6つの政策分野で様々な施策・事業を展開していきます。

子育て・教育：心豊かで自立した人が育つまち
環境：豊かな自然と環境を未来につなぐまち
健康・福祉：全ての人のいのちが輝くまち
産業・交流：稼ぐ力をもった元気なまち
生活基盤整備：安全・安心で暮らしやすいまち
協働・行政経営：市民協働で支える健全な行政経営

「小諸版ウエルネスシティ」は、小諸市に住む人、訪れる人、すべての人にとって、心身ともに健康で、生きがいのある生活を送ることができるまちを目指しています。そして、小諸にかかわるすべての人々が「自分に還る」「何度でも帰りたい」「住んでみたい」と思えるような、魅力あふれるまちづくりを進めています。

(4) 「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸」

小諸市は、総合計画の将来都市像「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸」の実現に向けて、「小諸版ウエルネスシティ」の理念に基づいた施策を推進していきます。

6 重点的に取り組む項目 ～未来へつなぐ まち・ひと・しごと～

重点項目とは、基本構想に掲げる将来都市像の実現を目指すうえで他の分野とも密接に関わる最も重要な施策であり、本市が将来にわたり持続可能な地域であり続けるために、後期基本計画の中で中長期的な観点から市として重点的に取り組むべき項目です。

- (1) 一人ひとりが自分らしい生き方や働き方を選択でき、時代とともに変化する若者の考え方やニーズに目を向け、移住者も住みやすいまちとして「若者が幸せに暮らせるまち」を目指します。

【施策1-2、施策3-2、施策4-2、施策6-1】

- (2) 地域でできる関りや支援を考え、こどもが自立するまでを一緒に支える地域づくりや、親が安心して子育てができ、こども自身も安心して過ごせる環境の整備を図ります。また、子育ての悩みや不安解消のため専門的な支援だけでなく、相談ネットワークなど横のつながりを意識した活動や、仕事と子育てを両立できる環境整備を進めるなど「子育てが楽しいまち」を目指します。

【施策1-1、施策1-2、施策3-1、施策3-2、施策4-2】

- (3) 誰もが性による社会的・文化的差別やDVを受けることなく過ごすことができ、母子の医療や福祉、産後ケアの充実とともにこどもの育ちへの権利擁護など「女性・こどもを尊重し大切にするまち」を目指します。

【施策1-6、施策3-1、施策3-2】

- (4) 産前・産後の母親支援が充実するよう、父親への多角的なアプローチと相談ネットワークなどの横断的な連携による「男性の家事育児への参画」を推進します。【施策1-2、施策3-1】

- (5) 全世代参加の地域づくりと時代とともに変わる考え方やニーズに対し、継続性のある次世代を見据えた組織づくりを進めるなど「時代の変化へ柔軟に対応」します。【全施策】

これらを積極的に進めることにより、人口動態における自然増へ果敢に挑戦します。この他、社会情勢の変化や災害発生などにより、重点項目と政策判断した事業も優先的に取り組みます。

小諸市第 12 次基本計画

第 4 章 政 策

- 1 子育て・教育
- 2 環境
- 3 健康・福祉
- 4 産業・交流
- 5 生活基盤整備
- 6 協働・行政経営



【政策 1】子育て・教育

◆目標

心豊かで自立できる人が育つまち

所管：教育委員会事務局

◆ミッション

子育て世代に、より良い子育て環境や教育環境を提供します。特に国語教育を充実させ基礎学力の確立を目指します。

また、人生 100 年時代において豊かな人生を送るための生涯学習を充実させます。小諸の自然や歴史、文化と児童福祉など子育て・教育に適した環境を活かし、小諸ならではの子育てや生涯にわたり学びが実践できる環境を整えます。

◎教育環境の充実と、一人ひとりに応じた学びを支える体制を強化し、こどもたちの「生きる力」の育成を図ります。

◎地域総ぐるみでこどもたちを育成する取組を推進します。

◎生涯学習を支える環境の充実を図り、市民の主体的な学びを促進します。

◎かけがえのない文化財を保存・継承し、積極的に活用します。

◎スポーツ振興を図るとともに、高地トレーニングがまちづくりにつながるよう取組の展開を図ります。

◎人権啓発・人権同和教育を積極的に進め、市民の人権意識の高揚を図ります。

◆方針

◎教育環境の充実と、一人ひとりに応じた学びを支える体制を強化し、こどもたちの「生きる力」の育成を図ります。

こどもたちの学びを適切に支えるため、施設・設備の整備・充実とともに、一人ひとりの学びに応じた人的体制の充実を図ります。そして、「確かな学力」と「豊かな人間性」「たくましく生きるための健康や体力」の総体である『生きる力』の育成を図ります。学校再編計画に基づき令和 10 年度の芦原中学校区の統合小学校の開校を目指し、学校建設、学校運営の検討等を着実に進めます。また、こどもたち一人ひとりに新たな時代を生き抜くために必要となる資質・能力が育つよう、小諸市全体で小中一貫教育を推進します。

◎地域総ぐるみで子どもたちを育成する取組を推進します。

「こどもまんなか社会」の実現に向け、新たに設置する「こども家庭センター」と関係機関との連携を密にし、効果的な支援体制を構築し、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援を図ります。あわせて、青少年の健全育成と安全・安心の確保に向け、地域総ぐるみにより取組を推進します。

核家族化、女性の就業率向上などにより増加する3歳未満児の保育需要に対応するための保育人材確保に努めるとともに、保育所再配置計画の策定を進めます。また、学校と家庭、地域、関係機関等との連携によるコミュニティスクールを推進するほか、民間の力の活用や地域資源の掘り起こしにより子育て環境の充実を図ります。あわせて、幼児教育と小学校教育の接続や高等学校との連携を通じて、すべてのこどもの自立と社会参加を見据えた支援を推進します。

◎生涯学習を支える環境の充実を図り、市民の主体的な学びを促進します。

生涯を通じた学びが広がり、生きがいつくりにつながるよう、小諸ならではの様々な資源を活かしながら、学習環境の整備、生涯学習機会の創出を図り、市民の主体的な学びを促進します。また、小諸の音楽活動を積極的に推進し、市民サークルやプロの音楽家などを支援するとともに、こどもたちを対象とした作曲コンクールを引き続き行うことなどにより、まちじゅうに音楽があふれる「音楽のまち・こもろ」の実現を図ります。

◎かけがえのない文化財を保存・継承し、積極的に活用します。

ふるさと「小諸」のかけがえのない文化財の保存・継承・活用等に取り組むとともに、歴史的な資料や古文書の収集・保存・研究等を一体的に進めます。また、小諸の誇りを認識し、ふるさとを愛し大切に思う心を育むため、小諸の歴史的、文化のお宝や、自然のすばらしさなど楽しみながら体験する「ふるさと学習」を通じて、郷土愛あふれたこどもの育成に努めます。

◎スポーツ振興を図るとともに、高地トレーニングがまちづくりにつながるよう取組の展開を図ります。

多様なスポーツニーズに応じたスポーツを実施する機会の充実により、市民のスポーツ振興を図ります。こどもたちの育ちの一助にするため、高地トレーニングで小諸を訪れるアスリートや競技団体と市民の交流事業等を積極的に進めます。また、長野県で開催される2028国民スポーツ大会のレスリング競技成功に向けて、長野県や長野県レスリング協会など、関係団体と連携し準備を進めます。

◎人権啓発・人権同和教育を積極的に進め、市民の人権意識の高揚を図ります。

すべての家庭・職場・地域における社会人権同和教育や学校人権同和教育、各種研修会、啓発活動を計画的かつ積極的に推進し、こども、女性、外国人、性の多様性、同和問題、インターネット上の人権侵害など、あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を高め、市民の人権尊重意識の高揚を図ります。また、男女共同参画及びジェンダー平等社会の実現を目指します。



【政策2】環境

◆目標

自然環境を守り、循環型社会の進んだまち

所管：市民生活部

◆ミッション

雄大な浅間連峰と清流千曲川など、人々を感動させる景観や豊かな森林と水資源を守り育み、活かすことにより、住む人・訪れる人が心やすらぐ居心地の良い環境づくりを進めます。

◎人々を感動させ、癒す力を持つ景観や自然環境を、積極的に活用することによりその保全に努めます。

◎ごみの減量と再資源化を進め、限りある資源を有効に利用する循環型社会の実現を目指します。

◎自然環境にやさしい脱炭素社会のまちづくりを目指します。

◎市内全域の水洗化を推進し公共用水域を保全します。

◆方 針

◎人々を感動させ、癒す力を持つ景観や自然環境を、積極的に活用することによりその保全に努めます。

小諸の貴重な景観や自然環境を積極的に活用し、住む人・訪れる人とともに享受しつつ、保全すべき貴重な財産として考え行動することにより、自然環境の健康（育成・保全）へとつなげます。さらに市民・事業者等の主体的な参加と協働により、市内全域で美しい環境づくりを進めます。

◎ごみの減量と再資源化を進め、限りある資源を有効に利用する循環型社会の実現を目指します。

かけがえのない地球環境を次世代に引き継ぐため、ごみの減量と再資源化を進めるとともに、廃棄物の適正処理や不法投棄防止のための取組を強化し、環境負荷に配慮した循環型社会の構築を目指します。

◎自然環境にやさしい脱炭素社会のまちづくりを目指します。

小諸の美しい景観や豊かな自然環境と市民の安全・安心な生活環境との調和を図ります。

また、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出抑制に向け、市民、事業者、行政が一丸となってゼロカーボンの推進に取り組み、持続的発展可能な地域社会を目指します。

◎市内全域の水洗化を推進し公共用水域を保全します。

良質で安定した水資源の確保を図るため、水源域の環境と、かん養機能を維持します。

また、公共用水域の水質調査等により、地下水及び河川の汚染・汚濁を未然に防止します。



【政策3】健康・福祉

◆目標

一人ひとりが健康に心がけ、みんなで支え合うまち

所管：保健福祉部

◆ミッション

少子・高齢、人口減少が進展し社会構造が大きく変わっていく中、「支える側」「受ける側」という一方通行の社会から互いに支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた取組が必要であり、市民誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける「すべての人のいのちが輝くまち」を目指します。

◎こどもから高齢者まですべての市民一人ひとりが健康に心がけ、元気で暮らすための健康づくり、保健予防を推進します。

◎複雑化かつ深刻化する地域福祉課題に対し、地域全体で支えあう福祉環境を整備します。

◎高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

◆方 針

◎こどもから高齢者まですべての市民一人ひとりが健康に心がけ、元気で暮らすための健康づくり、保健予防を推進します。

こども家庭センターを中心に、関係機関や地域と連携し、安心して子育てができるよう妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を行います。あわせて、若い世代から、将来の妊娠の可能性も含めた健康管理に取り組む「プレコンセプションケア」を推進します。

市民の健康と生命を守る地域医療体制の確保に取組、適切な運動習慣を身につける健康ウォーキングや、各種健診（検診）により生活習慣病の予防を推進し、市民が楽しんで健康づくりに取り組める「健幸マイレージ事業」を浸透させるなど、生涯を通じた健康づくりを推進します。

◎複雑化かつ深刻化する地域福祉課題に対し、地域全体で支えあう福祉環境を整備します。

誰もが地域の中で自分らしく生活していけるよう「お互いさま」の心で支え合う仕組みをつくり、市民、行政、関係機関等が連携し、様々な地域福祉課題の解決を図ります。

物価高騰等による生活困窮世帯の増加が想定される中で、経済的自立のためきめ細やかな対応と支援体制の充実に努め、ひとり親家庭の児童に対する「学習支援事業」の展開を図ります。

障がい者やその家族が安心して地域社会で暮らせるように、保健・医療関係機関、サービス提供事業所との連携強化とあわせ、福祉サービスの充実に努めます。あわせて、手話言語の普及を推進するとともに、社会障壁に対する合理的配慮の提供を図ります。

◎高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるように、介護、生活支援、介護予防の充実と、医療と介護の連携を推進します。また、心身の機能が低下する「フレイル」（虚弱）予防のための取組を行い、健康寿命を延伸させます。あわせて、自らの経験や知見、興味などを通じ、社会参加できる仕組みづくりや環境整備を図ります。



【政策4】産業・交流

◆目標

地域の宝、地域の資源を有効活用し、活気ある豊かなまち

所管：産業振興部

◆ミッション

豊かな暮らしの創出と、持続可能な地域を構築するため、「稼ぐ力をもったまち」を目指した戦略的な産業振興策と移住・定住促進策を展開し、働きやすさと住みよさ、暮らして楽しい、訪れて楽しい、魅力あるまちづくりを進めます。

◎「食と農」を意識した農産物のブランド化、産地化の推進による農家所得の向上と、農ある暮らし「農ライフ」の発信により、農に親しむなどの新たな担い手の確保を進めます。

◎脱炭素社会の実現に向け重要な役割を担う森林の整備を、多様な主体と連携しながら進めます。

◎地域の強みを活かした企業誘致とビジネスの集積をさらに進めるとともに、既存企業・事業者、起業・創業への支援を強化します。

◎地域産業の人材確保や農ライフと連携した独自の移住・定住促進策を展開し、人口減少に歯止めをかけます。

◎懐古園をはじめとする歴史文化や小諸市ならではの地域資源を活かしたプロモーションにより観光地域づくりを進め、内外からの誘客を促進します。

◆方針

◎「食と農」を意識した農産物のブランド化、産地化の推進による農家所得の向上と、農ある暮らし「農ライフ」の発信により、農に親しむなどの新たな担い手の確保を進めます。

豊かで良質な食を想起させる質の高い地元農産物のブランド化を推進し、産地としての定着と農家所得向上につなげるほか、生産性向上に向けて農地の利用集積や基盤整備を進め、優良農地の確保、継承を図ります。一方で中山間地域

での経営安定に向けた取組を進めるとともに、農ライフの発信により農業に親しむ人を増やし、新規就農者の育成と荒廃農地の解消につなげます。

◎脱炭素社会の実現に向け重要な役割を担う森林の整備を、多様な主体と連携しながら進めます。

CO2 吸収機能としての森林の役割は大変重要であり、ゼロカーボンの実現に欠かせない森林整備は、森林環境譲与税や長野県森林づくり県民税を活用し進めます。また、着実な進展を図るために民間事業者など様々な主体との連携も進めます。

◎地域の強みを活かした企業誘致とビジネスの集積をさらに進めるとともに、既存企業・事業者、起業・創業への支援を強化します。

的確なニーズの把握による信頼度の高い営業力など投資を呼び込む組織体制を確立し、自然環境や立地特性など、小諸市の強みを活かした誘致活動の積極的な展開により、地域の経済力向上、就業機会と自主財源の確保を図ります。既存企業・事業者に対しては、事業拡大や経営・資金面での支援を行うほか、商工会議所と連携し起業・創業を積極的に支援します。また、子育てしやすい働き方ができる地域を目指し、デジタル人材の育成や産業のデジタル化を関係機関と連携して進めるとともに、地域産業の大きな課題となった人材確保への支援も強化します。

◎地域産業の人材確保や農ライフと連携した独自の移住・定住促進策を展開し、人口減少に歯止めをかけます。

引き続き、空き家バンクのさらなる充実やセミナー、イベントの開催、民間宅地開発の誘導などを進めるとともに、新たに地域の人材確保や農ライフを切り口とした小諸市独自の移住・定住促進策を積極的に展開し、年々変化する移住ニーズに対応します。

◎懐古園をはじめとする歴史文化や小諸市ならではの地域資源を活かしたプロモーションにより観光地域づくりを進め、内外からの誘客を促進します。

小諸市の観光の持ち味である「自然・歴史・文化」と、食や各種体験など魅力的なスポットを活かしたプロモーションをこもろ観光局と連携して展開し、内外からの誘客につなげます。需要が急速に回復したインバウンドに対しては、ターゲットを見据えた誘致活動を積極的に行います。また、開園 100 周年の節目を迎える動物園は、再整備 2 期工事を着実にを行い入園者の増加を図ります。



【政策5】生活基盤整備

◆目標

安心して快適に暮らせるまち

所管：建設水道部

◆ミッション

多極ネットワーク型コンパクトシティにより持続可能なまちづくりを推進し、市民生活の利便性の向上と地域の活力を高めるとともに、あらゆる災害を想定した「災害に強いまちづくり」を推進します。また、生活に欠くことのできない道路や橋梁等の社会基盤の適正な維持管理と長寿命化を図るとともに、水道水の安定供給と事業の持続的な安定経営を図り、全市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

◎公共交通ネットワークで結ばれた、利便性が高く、居心地のよい、歩いて楽しい都市づくりを進めます。

◎将来にわたり持続可能な社会基盤の整備を進めます。

◎水道水の安定供給と事業の持続的な安定経営を進めます。

◎参加と協働で安全・安心な暮らしを実現します。

◆方 針

◎公共交通ネットワークで結ばれた、利便性が高く、居心地のよい、歩いて楽しい都市づくりを進めます。

小諸駅・市役所庁舎周辺エリアは利便性が高く、居心地のよい、歩いて楽しい拠点となるよう環境整備を進め、官民連携事業を創出しながら地域全体に波及するような価値や活力を生み出し、関係人口・交流人口の増加や子育てしやすいまちづくり、脱炭素のまちづくりを進めます。また、持続可能なコミュニティ交通のあり方の研究調査を行い、利便性と効率性の両立を図るための運行改善から、運営経費・受益者負担等のあり方を検討し、市民ニーズに応じた公共交通システムとします。

◎将来にわたり持続可能な社会基盤の整備を進めます。

市民の生活に欠くことのできない道路や橋梁等の改修については、将来にわたる持続可能性を考慮した長寿命化計画に沿って着実に実施するとともに、社会基盤の整備を行うことにより、移住・定住の促進を図ります。

◎水道水の安定供給と事業の持続的な安定経営を進めます。

公民共同企業体「榑水みらい小諸」への一部業務委託によるメリットを最大限に活かし、厳格な業務管理を行い、水道水の安定供給と事業の持続的な安定経営を図ります。また、老朽化した施設の改修、維持管理を計画的に進めます。

◎参加と協働で安全・安心な暮らしを実現します。

自らの命は自ら守る「自助」、地域のつながりを大切に互いに助け合う「共助」の意識を高める啓発とともに、企業や団体との災害支援協定等により「公助」の充実・強化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。また、消防、警察等の関係団体との連携により、防災、防犯、交通安全対策等を強化し、安全・安心な暮らしを実現します。



【政策6】協働・行政経営

◆目標

すべての主体が参加し、協働するまちづくり

所管：総務部

◆ミッション

持続可能な小諸市であるために健全財政の維持と戦略的で効率的・効果的な行政経営を進めるとともに、参加と協働による市民主体のまちづくりを推進します。また、行政資源として重要な職員の人材育成を進め、市民サービスの向上を図ります。

◎参加と協働による市民主体のまちづくりを推進します。

◎戦略的で効率的・効果的な行政経営を推進します。

◎持続可能な都市であるために健全財政を維持します。

◎変革に柔軟に対応する職員を育成し市民サービスの向上を図ります。

◆方 針

◎参加と協働による市民主体のまちづくりを推進します。

互いに暮らしやすい地域社会を目指し、自治基本条例の基本理念である「参加と協働による市民主体のまちづくり」を推進するため、市民や自治会、企業、各種団体等の理解を深め、これら各主体の自発的で主体的な活動を積極的に支援します。また、参加と協働によりまちづくりを進める観点から、広域連携、国内外との地域交流を積極的に推進します。

◎戦略的で効率的・効果的な行政経営を推進します。

戦略的で効率的・効果的な行政経営を進めるための中核となる仕組みとして、総合計画を基軸とし、公共施設等総合管理計画による公共施設マネジメントを包含した「行政マネジメントシステム」の確立と定着を進めます。また、行政改革を進める中で、行政経営の「ムダ・ムリ・ムラ」を徹底的に排除し、市民益につながる事業に「人・時間・お金」などのリソース（資源）を振り分けます。また、効率的な行政経営を行うツールとして、D Xを全庁的に推進します。

◎持続可能な都市であるために健全財政を維持します。

将来にわたり持続可能な都市であるために、徹底的な事業の改善・工夫と廃止を含めた見直し、選択と集中により効率的・効果的な財政出動を行うとともに、市税やふるさと納税をはじめとする自主財源の安定的な確保に戦略的に取り組みます。

◎変革に柔軟に対応する職員を育成し市民サービスの向上につなげます。

小諸市役所が「市民の役に立つ所」であることを市民に実感していただけるよう、人材育成基本方針、人事評価制度、定員管理計画の一体的な運用と定着を図ります。これにより、ソーシャルキャピタル（社会的なつながり）が高く、変革に柔軟に対応しチャレンジする職員を育成し、市民サービスの向上につなげます。

小諸市第 12 次基本計画

第 5 章 施 策

- 1 子育て・教育
- 2 環境
- 3 健康・福祉
- 4 産業・交流
- 5 生活基盤整備
- 6 協働・行政経営

【政策 1】子育て・教育



【施策 1－1】

教育環境の充実を図り、こどもたちの「生きる力」を育みます

主管課：学校教育課

◆現状と課題

変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な「生きる力」である「確かな学力、豊かな人間性、健康・体力」の「知・徳・体」をバランスよく育てるため、各学校において、学校の特色を生かして創意工夫を重ねるとともに、家庭や地域と協力しながら、こどもの心身の発達の段階や特性に応じた教育活動の推進が求められています。

小諸市における学校教育に関連した当面の最重要課題は、学校再編計画（令和5年7月）に基づく「小諸市全体での小中一貫教育の推進」であり、その中でハード・ソフト両面において、必要な教育環境の整備を進める必要があります。

また、個別具体の継続的な教育課題として、「不登校」「いじめ」「学力のばらつき」の改善に向けた取組について、引き続いての対応が強く求められています。

◆方針（目的）

各学校において、こどもや学校、地域の実態を考慮して、家庭や地域など様々な関係者との連携・協働により学校教育に取り組む「社会に開かれた教育課程」を適切に編成し、こどもたちの「生きる力」を育むための学力の重要な3要素、「①基礎的な知識・技能」「②知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力」「③主体的に学習に取り組む意欲」の育成を目指して、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の推進と、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の実現に向けた授業改善を中心に教育活動を進めます。その中で、特に、不登校等の個別の課題については、事案に応じて着実に対応していきます。

上記の様な学校及び関連施設における教育活動の推進を適切に支えるため、ハード面で小諸東中学校区の当面の大規模改修、芦原中学校区の再編校整備を進めるとともに、ソフト面においては、「社会に開かれた教育課程」「カリキュラム・マネジメント」「アクティブ・ラーニング」等の実現・充実に必要な人的・物的体制の確保を図ります。

◆目標

- ①各学校において、こどもの心身の発達の段階や特性、学校や地域の実態が十分考慮された適切な教育課程が編成され、それに基づき様々な関係者との連携・協働による教育活動が着実に日々実践される状態。
- ②学校教育を通じて「生きる力」を身に付けたこどもたちが、それを活かし、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら社会において活躍する状態。

◆目標値

①

指標名	全国学力状況調査（小学6年生・中学3年生の全国平均値との対比）					
設定理由	こどもたちの「学力」の習得度合い・向上の成果を図る定量的な指標として、全市を対象とした代表的なものであるから。					
目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小90.1 中91.7	小92.5 中92.5		小95.0 中95.0	小97.5 中97.5	小100 中100
算出根拠(現状値)	令和5年度全国学力状況調査の全国平均値を100とした場合の対比					
設定根拠(計画値)	令和9年度におけるの全国平均値（100）達成に向けた漸増の目標値を設定					

②

指標名	全国体力状況調査（小学5年生・中学2年生の全国平均値との対比）					
設定理由	こどもたちの「体力」の状況・向上の成果を図る定量的な指標として、全市を対象とした代表的なものであるから。					
目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小95.9 中91.0	小97.0 中92.5		小98.0 中95.0	小99.0 中97.5	小100 中100
算出根拠(現状値)	令和5年度全国体力状況調査全国平均値を100とした場合の対比					
設定根拠(計画値)	令和9年度におけるの全国平均値（100）達成に向けた漸増の目標値を設定					

③

指標名	学校へ行くことを楽しいと思っている児童・生徒の割合					
設定理由	こどもたちの「主体的に学習に取り組む意欲」の状況を把握可能な指標であり、さらに、こどもたちにとって学校へ行くことが楽しければ、学校教育における「生きる力」の全般の育成につながると考えられるから。					
目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小84.2% 中78.0%	小88% 中78%		小88% 中78%	小88% 中78%	小88% 中78%
算出根拠(現状値)	令和5年度小学6年生・中学3年生の調査結果					
設定根拠(計画値)	小学生は第11次基本計画目標値（令和元年度実績値）を、中学生は令和5年度実績値を、それぞれ目標値として期間内維持するよう設定					

◆主な事業

事業名	事業のねらい
姉妹都市教育委員等連携事業	施策1－1目標①②
部活動地域移行事業	施策1－1目標②
学校再編事業	施策1－1目標①
小中学校施設維持管理事業	施策1－1目標①
小中学校教育振興支援事業	施策1－1目標①②
小中学校ICT教育推進事業	施策1－1目標①
小中学校給食運営事業	施策1－1目標②

◆個別計画

教育振興基本計画／学校再編計画／学校施設長寿命化計画

【政策 1】子育て・教育

【施策 1－2】



安心してこどもを産み育て、こどもたちが健やかに成長できる
環境の整備を進めます

主管課：こども家庭支援課

関連課：健康づくり課／福祉課／学校教育課

◆現状と課題

少子化や、核家族化、地域での人と人とのつながりの希薄化など、こどもや家庭を取り巻く環境が大きく変化し、これに伴って、子育てに関するニーズが増大するとともに、複雑・多様化しており、対応が求められています。

共働き家庭の増加などから、未満児保育需要が増加しており保育人材の確保が課題であり、同様に、児童クラブ、児童館を利用する就学児童も増加しており厚生員、指導員の確保も課題となっています。また、子育てに不安を抱える家庭への支援や、こどもの貧困問題、ヤングケアラーへの対応、児童虐待防止対策などが課題となっています。

◆方針（目的）

若者の出会いや結婚の希望の実現に向けた支援の充実を図るとともに、誰もが安心して子育てができるよう、ファミリーサポートセンター事業の拡充などにより住民による子育て支援を進めます。また、保育園においては将来にわたりより良い保育環境が維持できるよう保育士の確保を図るとともに、民間施設とも連携しながら保育園の再配置計画の策定を進めます。

「こども家庭センター」を中心に、妊産婦から 18 歳までのこどもや子育て世帯に対し切れ目なく庁内組織と一体的な相談・支援を行います。そのうえで、こどもの貧困やヤングケアラー等の複層化する課題を重視して、支援を必要とするこども及び子育て家庭を早期に把握し、関係機関や民間事業者との連携により、課題解決に向けた「より添った支援」の充実を図ります。

特に、こどもの育ちの支援においては、切れ目のない継続的な支援体制や学びの機会が確保されるよう、教育委員会をはじめとした関係機関との連携を強化します。

また、すべてのこども・若者が尊重され、社会との関わりの中で自尊感情や自己肯定感を育み健やかに成長できるよう、家庭や地域と必要な役割を共有し、協働による次世代を担うこども・若者の健全育成を目指します。

◆目標

- ①出会いや結婚を希望する人にその機会があり、安心してこどもを産み育てられる状態。
- ②すべてのこどもの権利が擁護され適切な保育や養育がなされている状態。
- ③支援を必要とするこどもや若者、子育て家庭に必要な支援がなされている状態。

◆目標値

①	指標名	子育てしやすい環境づくりに対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	こどもが心身ともに健やかに育つために、安心して子育てができる環境が必要であるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		47.7%	50.0%	50.5%	51.0%	51.5%
	算出根拠(現状値)	満足＋やや満足＋普通と答えた人の割合				
②	設定根拠(計画値)	子育て支援への要望が高まったことなどにより、それまで55%を超えていた値がR4より50%を切っている。大幅な子育て支援施策はできないが、R6には50%超えを目指す。				
	指標名	育成会など地域ぐるみでこどもを育てる環境づくりに対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	安心して子育てをするためには、地域全体でこどもを見守る環境が必要であるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		52.0%	52.5%	53.0%	53.5%	54.0%
	算出根拠(現状値)	満足＋やや満足＋普通と答えた人の割合				
	設定根拠(計画値)	①と同様にR4で急激に値が低くなったが、子育てに対する市民意識の醸成により、値の上昇を目指す。				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
児童手当	施策1－2目標①②③
ひとり親福祉事業	施策1－2目標①②③
保育所運営事業	施策1－2目標①②③
子ども・子育て支援事業	施策1－2目標①②③
子どもセンター運営事業	施策1－2目標①③
児童クラブ運営事業	施策1－2目標①②③
児童施設運営事業	施策1－2目標①③
青少年育成補導推進事業	施策1－2目標①
子ども家庭支援事業	施策1－2目標①②③

◆個別計画

こども計画／地域福祉計画・地域福祉活動計画

【政策 1】子育て・教育

【施策 1－3】



生涯にわたる市民の主体的な「学び」を促進し、「生涯学習社会」の実現を目指します

主管課：文化財・生涯学習課

◆現状と課題

美術館、記念館では、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した入館者を取りもどすため、集客に力を入れています。図書館は開館以来多くの市民に利用いただけていますが、文化センターは各施設とも利用者数が減少傾向で推移しています。また、各館における講座等の参加者数は安定していますが、参加者の裾野を広げていくことが課題です。

美術館、記念館等の生涯学習施設は経年劣化が進んでおり、施設すべての長寿命化を実現するためには、多額の費用を要します。

◆方針（目的）

市民の主体的な「学び」を促進するため、魅力ある企画展や市民ニーズを踏まえた各種講座・教室を開催し、生涯学習の企画を創出します。また、小諸の歴史的、文化的小宝や自然の素晴らしさなどを楽しみながら体験する「ふるさと学習」を推進し、ふるさとを愛し大切に思う、郷土愛あふれたこどもの育成を図ります。

生涯学習施設については、各施設の老朽化等を踏まえ管理計画を策定し、環境整備を行います。

「音楽のまち・こもろ」では、あらゆる世代における音楽文化の発展のため、小諸の音楽活動を積極的に推進し、作曲コンクールやミニコンサート等、これまで実施してきた事業の創意工夫と見直しにより充実を図ります。

◆目標

- ①市民が主体的に学び、自らを高め、学びの成果を地域で活かし、生きがいをもって生活している状態。
- ②生涯学習施設が適切に管理・運営され、市民が芸術・文化にいつでもふれることができる状態。
- ③市民が作曲コンクールやミニコンサートなどにより音楽にふれ、生き生きと暮らしている状態。

◆目標値

①	指標名	文化・芸術を身近に感じている人の割合（市民意識調査）				
	設定理由	文化・芸術を身近に感じている人の割合が高まれば、市民の主体的な「学び」が促進されていると考えられるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		41.0%	42%	43%	44%	45%
	算出根拠(現状値)	市民意識調査「文化・芸術を身近に感じる人の割合」の「そう思う」「ややそう思う」の合計				
②	設定根拠(計画値)	4年後の目標値を45%とし、毎年向上を目指す。				
	指標名	芸術・文化に親しむ機会の充実に対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	芸術・文化に親しむ機会の充実に対して満足と感じている人の割合が高くなれば、市民が芸術・文化にいつでもふれることができていると考えられるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		71.3%	72%	73%	74%	75%
③	算出根拠(現状値)	市民意識調査「芸術・文化に親しむ機会の充実」の「満足」、「やや満足」、「普通」の合計				
	設定根拠(計画値)	4年後の目標値を75%とし、毎年向上を目指す。				
	指標名	ミニコンサートの鑑賞者数				
	設定理由	ミニコンサートの鑑賞者数が多くなることにより、市民が音楽にふれ、生き生きと暮らすことができていると考えられるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		1,069人	1,100人	1,133人	1,167人	1,200人
	算出根拠(現状値)	ミニコンサート鑑賞者数の実績値				
	設定根拠(計画値)	前年度実績より3%上昇させることを目標とする。				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
小諸藤村文学賞事業	施策1－3目標①
史料館等管理事業	施策1－3目標②
音楽のまち・こもろ推進事業	施策1－3目標③
図書館運営事業	施策1－3目標①②
公民館運営事業	施策1－3目標①
文化センター運営事業	施策1－3目標②
小山敬三美術館運営事業	施策1－3目標①②
高原美術館・白鳥映雪館運営事業	施策1－3目標①②
藤村記念館運営事業	施策1－3目標①②
小諸義塾記念館運営事業	施策1－3目標①②
高濱虚子記念館運営事業	施策1－3目標①②

◆個別計画

教育振興基本計画／子ども読書活動推進計画

【政策 1】子育て・教育

【施策 1－4】



かけがえのない文化財を保存・継承し、有効に活用します

主管課：文化財・生涯学習課

◆現状と課題

「古文書学習講座」「KOMORO HISTORY」「出前講座」などにより文化財に関する学びの機会を醸成しています。また、市内小中学校の「出前講座」の利用が増えてきています。

文化財の所有者・継承者の高齢化や後継者不足などにより、保存・継承・活用等が難しくなっています。

古文書の整理・調査を古文書調査室で行っていますが、収集・保存・展示・調査研究等を行う体制が不足しており、郷土の貴重な歴史的資料や古文書等の散逸が危惧されます。

旧郷土博物館は老朽化が著しく、収蔵品を移転させる必要があります。

旧小諸本陣（問屋場）の解体復原工事について、解体は終了し、本格的に復原工事に着手します。

◆方針（目的）

小諸の歴史的、文化的なお宝や自然の素晴らしさなどを楽しみながら体験する「ふるさと学習」を推進し、ふるさとを愛し大切に思う、郷土愛あふれたこどもの育成に努めます。

個人や団体が所有・継承している文化財は、適切に保存・継承・活用等ができるよう、助言、情報提供、標識設置、管理・修理費の補助等の支援を行います。

郷土の貴重な歴史的資料や古文書等が散逸しないよう、収集・保存・展示・研究等を一体的に行う体制の充実を図ります。また、旧郷土博物館の収蔵品の保管場所を検討します。

小諸市文化財保存活用基本方針に基づき、文化財を単に保存・継承するだけでなく、観光面等と連携を取り積極的な有効活用を図ります。旧小諸本陣（問屋場）では解体復原工事後の活用方法等を盛り込んだ保存活用計画の策定を進めます。

◆目標

- ①文化財が適切に保存・継承されるとともに、観光面等で有効に活用されている状態。
- ②地域や住民が自ら、文化財を保存・継承するための活動が行われている状態。
- ③歴史的資料や古文書等の収集・保存・展示・研究等を一体的に行い、活用されている状態。

◆目標値

①	指標名	伝統行事や文化財の保存・活用の状況に対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	伝統行事や文化財の保存・活用の状況に満足と感じている人の割合が高くなれば、文化財の保存・継承・活用等が適切に行われていると考えられるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		69.8%	71%	72%	73%	74%
	算出根拠(現状値)	市民意識調査「伝統行事や文化財の保存・活用の状況」の「満足」、「やや満足」、「普通」の合計				
②	設定根拠(計画値)	毎年約1%上昇を目指す。				
	指標名	指定文化財保護補助金、無形民俗文化財公開謝礼の申請数				
	設定理由	指定文化財保護補助金、無形民俗文化財公開謝礼の活用により、文化財を保存・継承するための活動が行われていると考えられるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		17件	17件	17件	17件	17件
	算出根拠(現状値)	指定文化財保護補助金及び無形民俗文化財公開謝礼の申請数（実数）				
	設定根拠(計画値)	申請を絶やさないよう、現状維持を目指す。				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
文化財保護活用事業	施策1－4目標①②③
旧小諸本陣建造物保存修理事業	施策1－4目標①

◆個別計画

教育振興基本計画

【政策 1】子育て・教育

【施策 1－5】



スポーツを通じて、交流や活動が生まれるまちを目指します

主管課：スポーツ課／国民スポーツ大会準備室

関連課：健康づくり課

◆現状と課題

小諸市スポーツ推進計画の基本理念「歩こう・走ろう・坂のまち！～生涯スポーツで健康長寿～」に基づいたスポーツ施策として、こどもの運動プログラム活動、出前講座、スポーツ教室、学校開放事業などこどものスポーツ機会の充実や誰もが楽しめるスポーツを推進してきました。また、スポーツ大会の開催、スポーツ指導者の資質向上の支援など競技力の向上や市民の健全な心と健康・体力の増進の取組、高地環境を活かしたアスリートのトレーニングの誘致とトップアスリートとの交流など市民がスポーツに親しみ、まちの活性化や健康づくりにつなげる取組を推進しています。

ライフスタイルの変化などからスポーツニーズの多様化に対応するため、スポーツを身近に感じ、誰もがいつでもスポーツをしやすい環境づくりをさらに進める必要があります。

◆方針（目的）

スポーツの力で小諸市を元気にします。こどもから高齢者まで誰もが心身ともに健康な状態であることを高めるため、スポーツを通じて地域、学校、家庭、社会のつながりや関わりを作り出し、多様なニーズに応える環境整備を進めていきます。特にこどものスポーツ機会の充実と体力向上は、生涯スポーツの実現の基礎となるため、学校はもとより地域のスポーツ環境の充実、魅力あるスポーツ体験、多様なニーズに応えるスポーツ指導者の養成や運動部活動の地域移行などのスポーツを身近に感じる取組を推進します。

小諸エリアを活用した高地トレーニングの展開からは、アスリートとの交流や高地トレーニング効果を応用した「坂のまち」の特色を活かした健康づくり、また、スポーツツーリズムなど観光・経済振興につなげる取組を推進します。

第 82 回国民スポーツ大会の小諸市でのレスリング競技会を成功させるため、施設環境の整備や関係団体等と連携して準備を進めるとともに、選手が育ち地域スポーツを支える環境や市民の関心と機運の高まりを活用したスポーツの振興を推進します。

◆目標

- ①体育施設の利用などを通じて、地域でのスポーツに親しむ人が増え交流や活動が増える状態。
- ②市民がそれぞれの体力や年齢・技術・興味・目的などライフスタイルに応じてスポーツに親しむことができる状態。
- ③2028年の第82回国民スポーツ大会のレスリング競技開催準備が着実に進み、スポーツへの関心も高まっている状態。

◆目標値

①	指標名	スポーツ・レクリエーション活動が行いやすい環境づくりに対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	満足度が上がることにより、活動などの行いやすい環境の提供ができていると考えられるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		59%	60%	61%	63%	65%
	算出根拠(現状値)	こもろ・まちづくり市民意識調査「スポーツ・レクリエーション活動が行いやすい環境づくり」の「満足」「やや満足」「普通」の合計				
②	設定根拠(計画値)	4年後の目標値を65%とし、毎年向上を目指す。				
	指標名	スポーツを身近に感じるに対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	スポーツを身近に感じている人の割合が高まれば、スポーツを通じた交流や活動などが増えていると考えられるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		36.30%	39%	41%	43%	45%
	算出根拠(現状値)	こもろ・まちづくり市民意識調査「スポーツを身近に感じる」の「そう思う」「ややそう思う」の合計				
	設定根拠(計画値)	4年後の目標値を45%とし、毎年向上を目指す。				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
スポーツ大会等運営事業	施策1-5目標①② 【連携】施策3-1
体育施設運営費	施策1-5目標①② 【連携】施策3-1
総合体育館等運営事業	施策1-5目標①②③ 【連携】施策3-1
学校開放事業	施策1-5目標①② 【連携】施策3-1
高地トレーニング等推進事業	施策1-5目標①② 【連携】施策3-1
国民スポーツ大会開催関係事業	施策1-5目標③

◆個別計画

教育振興基本計画／スポーツ推進計画

【政策 1】子育て・教育

【施策 1－6】



市民の人権意識を高めます

主管課：人権同和教育課／人権政策課

◆現状と課題

同和問題をはじめ、女性、こども、高齢者、障がい者、外国人、犯罪被害者等に対する様々な差別や人権問題が今も存在し、近年では、インターネットやSNS上でのいじめや人権侵害が問題となっています。このような状況を踏まえ、あらゆる差別に対する教育や啓発などにより人権意識を高める必要があります。

また、性別による固定的な役割分担意識や慣習等が家庭や地域に存在しており、女性の社会参画を阻害するばかりでなく、男性にとっても生き方の選択肢を狭めてしまう要因となっています。このような社会の慣習等にとらわれないような、男性・女性それぞれの意識改革が重要であり、子育てや介護の場面でも男女が共同して家族としての責任を果たすとともに、地域社会で支える体制の構築が必要です。

◆方針（目的）

差別のない、すべての人の人権が尊重される社会の実現を図るために、「知ること」「気づけること」「行動につなげること」を意識し、学校人権同和教育では、差別があることを学び人権感覚が身につくよう人権啓発作品コンクール等の取組を推進します。社会人権同和教育では、地域や企業とも連携し地域ごとの学習会や企業内教育により人権感覚を磨きます。

男女共同参画の推進に向けて、関係機関との連携により働きやすい環境づくりやワーク・ライフ・バランスの重要性について、企業等に情報提供し啓発を図ります。また、あらゆる世代における固定的な役割分担意識の払拭や意識改革に向け啓発活動を行います。

あらゆる差別や偏見などの人権問題やインターネット上の誹謗中傷などの人権侵害の把握に努め、安心して人権問題の相談ができるよう関係機関と連携した支援体制の充実を目指します。

◆目標

- ①市民が、家庭、地域、学校、企業等の様々な場において、人権に関する知識が得られ、様々な人々との交流の機会を通じ、差別や偏見等に気づくことができる人権感覚が身についた状態。
- ②男女共同参画及びジェンダー平等社会が実現できた状態。
- ③市民が、人権問題について、必要なときに相談ができ、解決に向けた支援が受けられる状態。

◆目標値

①	指標名	1年以内に差別や偏見など人権を侵害されたことのある人の割合 (いじめ、悪口、グループからの排除、無視等の経験の有無)				
	設定理由	上記の指標の割合がより低いことで、市民の人権意識が高まったと考えられるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		9.1%	0%	0%	0%	0%
	算出根拠(現状値)	こもろ・まちづくり市民意識調査による人権侵害の経験の有無				
②	設定根拠(計画値)	人権侵害のない暮らしやすい状態を目指すため。				
	指標名	審議会委員等への女性の参画率				
	設定理由	上記の指標の数値が高くなれば、男女共同参画及びジェンダー平等社会の実現に近づくと考えられるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		39.7%	45%	45%	45%	45%
③	算出根拠(現状値)	審議会委員等への女性の参画率調査(毎年4月1日現在)				
	設定根拠(計画値)	男女共同参画及びジェンダー平等社会の実現を目指すため(男女共同参画こもろプランによる目標値)。				
	指標名	困っているときに相談できる人がいる割合				
	設定理由	困っている時に手を差し伸べることができることは、困っている時に相談できる人がいることの裏返しであり、相談できる人がいることが、「優しさ」や「つながり」に結びつくから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		51.7%	52%	53%	54%	55%
	算出根拠(現状値)	こもろ・まちづくり市民意識調査「日頃の困りごとについて安心して相談できる人がいる」の「そう思う」「ややそう思う」の合計				
	設定根拠(計画値)	令和5年度の現状値から毎年1%上昇させることを目標とする。				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
人権同和教育推進事業	施策1-6目標①②③ 【連携】施策1-2、1-3
隣保館運営事業	施策1-6目標①②③ 【連携】施策1-2、1-3
男女共同参画推進事業	施策1-6目標②③ 【連携】施策1-2
多文化共生事業	施策1-6目標①③ 【連携】施策4-3

◆個別計画

教育振興基本計画／部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画
／男女共同参画こもろプラン

【政策 2】環境

【施策 2－1】



ごみの減量と再資源化を進めます

主管課：生活環境課

◆現状と課題

ごみの総排出量は、平成 28 年度以降、ほぼ横ばいで推移しており、さらにクリーンヒルこもろの稼働により、安定的にごみ処理ができるようになりました。しかし、可燃ごみの排出量は増加傾向であり、それに伴いごみ処理経費も増加傾向となっています。また、資源物の再資源化は、店頭での回収などを含め定着してきていますが、可燃ごみへの混入が一定量あることから、ごみの分別の徹底と減量に取り組む必要があります。

不法投棄の防止に向けては、定期的なパトロールの実施や監視カメラや抑止看板の設置、啓発などの活動を行っていますが、有効な対策とならず、早急な検討が必要です。

◆方針（目的）

豊かな自然環境を守り、循環型社会を形成するため、こどもから大人までの市民、事業者と行政が連携、協力し、4 R（Reduce、Reuse、Recycle、Replace）と、食品ロスの削減への取組の徹底により、ごみの減量と再資源化を積極的に推進します。このことにより、ごみ処理費用の抑制とゼロカーボンに向け温室効果ガスの排出抑制に努めます。

◆目標

- ①ごみの分別の徹底がこどもから大人までの市民や事業者に浸透し、再資源化が推進され、ごみの排出量が年々減少している状態。
- ②不法投棄がなくなり、ごみのないきれいな街や、郊外の景観が保たれている状態。
- ③クリーンヒルこもろへのごみの搬入量が減少し、安定的かつ経済的に運営され、周辺への環境負荷が低い状態。

◆目標値

①	指標名	一人一日当たりごみの排出量（家庭系ごみ、括弧内は事業系ごみを含めた値）				
	設定理由	ごみを減らすことにより処理費用の削減と処理時に発生する温室効果ガスの削減につながるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		589(795) g	588(793) g	588(791) g	587(789) g	587(787) g
	算出根拠(現状値)	環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（現状値はR4実績値）				
②	設定根拠(計画値)	「小諸市ごみ処理基本計画」の計画値				
	指標名	燃やすごみに含まれる資源物の割合（家庭系ごみ）				
	設定理由	ごみをきちんと分別すれば、資源として循環させることができ、ごみ処理経費等の削減につながるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		28.9%	28.5%	28.0%	27.5%	27.0%
③	算出根拠(現状値)	燃やすごみとして排出されたごみの組成調査結果				
	設定根拠(計画値)	分別の割合が上昇すれば、資源化率が上昇するため。				
	指標名	廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの年間排出量				
	設定理由	ごみを減らすことにより、処理費用の削減と処理時に発生する温室効果ガスの削減につながるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		1,108トン	1,016トン	928トン	843トン	760トン
	算出根拠(現状値)	クリーンヒルこもろの焼却に伴う温室効果ガス排出量				
	設定根拠(計画値)	「小諸市ごみ処理基本計画」の計画値				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
清掃総務費運営費	施策2-1目標①②③
浅籠環境施設組合運営費分担金	施策2-1目標①③
収集運搬運営事業	施策2-1目標①③
塵芥処理施設管理事業	施策2-1目標①
廃棄物減量リサイクル事業	施策2-1目標①
クリーンヒルこもろ運営事業	施策2-1目標③

◆個別計画

ごみ処理基本計画（一般廃棄物処理基本計画、食品ロス削減推進計画を包む）
 ／分別収集計画／一般廃棄物処理実施計画／災害廃棄物処理計画

【政策 2】環境

【施策 2－2】



環境の保全とゼロカーボンを推進し、自然環境にやさしいまちづくりを目指します

主管課：生活環境課／ゼロカーボン推進室

関連課：都市計画課／財政課

◆現状と課題

地球温暖化の影響とみられる気候変動による異常気象が、世界各地で報告され、小諸市にとっても極めて深刻な脅威となっています。ゼロカーボンに取り組むため令和2年9月に小諸市気候非常事態宣言を表明し、さらに令和5年4月には環境省より脱炭素先行地域に選定され、脱炭素先行地域づくり事業に取り組んでいます。

環境保全とゼロカーボン推進のため市民・事業者への情報提供と啓発により、環境に対する意識を高めていく必要があります。また、再生可能エネルギーの推進は、住民の合意形成を図り、今ある自然環境や景観との調和を図る必要があります。

◆方針（目的）

今ある自然景観を守り育て、地球温暖化防止に努めるなど自然環境にやさしいまちづくりを推進します。そのために、市民・事業者・行政が環境に対する意識を高め、それぞれの役割と責任を認識し、省エネルギーの徹底や温室効果ガスの排出抑制と環境や景観、地域との調和を図りながら、再生可能エネルギーの活用など市民の行動変容を促し、ゼロカーボン推進に取り組めます。

◆目 標

- ①地球温暖化など、市民の環境に対する意識が高まり、脱炭素先行地域のゼロカーボン化が集中的に推進されている状態。
- ②小諸の美しい景観や豊かな自然環境が保全されている状態。

◆目標値

①	指標名	市補助制度（太陽光発電施設・蓄電池・EV）による温室効果ガス削減量（単年度）				
	設定理由	地球温暖化対策には、原因物質であるCO ₂ やフロンなどの温室効果ガスを削減する必要があるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		231.8トン	210.7トン	210.7トン	210.7トン	210.7トン
	算出根拠(現状値)	市補助により設置した太陽光発電・蓄電池設備による温室効果ガス削減量 (231.8t=356.64KW×650kg)				
②	設定根拠(計画値)	324.15KW×650kg（1KWの年間発電量＝1,000Kwh×排出量650g）＝210.7トン				
	指標名	市民が学ぶ環境学習の人数（単年度）				
	設定理由	環境に対する市民の意識を高めていくには、環境学習を進めることが重要であるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		180人	210人	240人	270人	300人
③	算出根拠(現状値)	環境に関する意識変容のための環境学習参加者数（1回当30人）				
	設定根拠(計画値)	4年後の目標値を300人（約1.6倍）とし、毎年30人増を目指す。				
	指標名	環境保全やごみ対策など環境衛生の取り組みに対する市民重要度（市民意識調査）				
③	設定理由	市民重要度が高ければ、環境施策に自分事として取り組む人の割合が高くなるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		74.7%	75.0%	75.3%	75.6%	76.0%
	算出根拠(現状値)	市民重要度の「重要49.2%」及び「やや重要25.5%」の合計				
	設定根拠(計画値)	4年後の目標値を76%とし、毎年0.3%程度の向上を目指す。				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
環境対策費運営費	施策2-2目標①②
脱炭素先行地域づくり事業	施策2-2目標①
環境衛生費運営費	施策2-2目標②
狂犬病予防事業	施策2-2目標②
高峯聖地公園日運営費	施策2-2目標②
環境美化・緑化対策事業	施策2-2目標②
庁舎管理費	施策2-2目標①

◆個別計画

環境基本計画（地球温暖化対策実行計画【区域施策編】【事務事業編】・気候変動適応計画を包む）／低炭素まちづくり計画

【政策 2】環境

【施策 2－3】



市内全域の水洗化を推進し、公共用水域を保全します

主管課：下水道課

◆現状と課題

小諸市内の生活排水処理事業は、6つの処理場はじめ、多くの管路施設と個別浄化槽により運営しています。整備状況の指標の「汚水処理人口普及率」は99.3%、利用状況を表す「快適生活率」は94.3%と、整備拡大から利用拡大と施設管理の時代に移り変わっています。人口減少などによる収益減少や施設の老朽化による更新投資の増加が予想される社会状況において、6つの処理場の処理区統合計画の推進と、利用拡大対策により効率的な事業運営を実現するとともに、民間活力を利用して管理体制を整えたいうで、ストックマネジメント計画に基づく施設管理を適切に実行する必要があります。

◆方針（目的）

排水処理施設の整備・共同化計画である「全体計画」見直しにおいて、将来の施設構成を形作るとともに、並行して実施する投資・事業経営計画である「経営戦略」に、施設管理計画の第2期「ストックマネジメント計画」の策定を連携させることで、より正確性の高い使用料金のあり方を把握します。また、活発な普及促進による使用料拡大対策の実行と、業務執行体制の脆弱化への対策となる官民連携の方策を模索することを通じて、下水道事業の持続性を確保します。

◆目標

- ①市内のすべての地域において、生活排水処理サービスを受けられる状態。
- ②生活排水処理サービス未利用者が、サービスの内容を知り利用に向けた具体的検討ができる状態。
- ③「経営戦略」「全体計画」が将来見込みと地域状況を反映して見直され、計画に沿って事業運営されている状態。
- ④すべての污水管路において、停滞なく污水が流れている状態。

◆目標値

①	指標名	快適生活率（県下共通の指標の一つで、計画処理方式による水洗化人口の行政人口に対する割合）				
	設定理由	生活排水処理サービスの利用を促進し、暮らしの快適さ満足度の向上と污水放流の減少を目指すため。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		94.3%	94.5%	94.7%	94.9%	95.1%
	算出根拠(現状値)	行政人口に対する「計画する生活排水処理サービスを利用する人数」の割合				
	設定根拠(計画値)	年間+0.2%				
②	指標名	松井川雨水排水路の流下水のBOD値				
	設定理由	生活排水処理サービスの利用状況を二次的に確認するため。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		1.25mg/ℓ	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下
	算出根拠(現状値)	生活環境課が年4回行う水質検査測定値の平均値				
	設定根拠(計画値)	「生活環境の保全に関する環境基準」A類型で求められる水質基準				
③	指標名	下水道・浄化槽などによる水洗化の促進に対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	市民の満足度が高ければ、生活排水処理に関する施策が市民ニーズに沿っている割合が高いから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		70.0%	72.0%	74.0%	76.0%	78.1%
	算出根拠(現状値)	こもろ・まちづくり市民意識調査の「下水道・浄化槽などによる水洗化の促進」に対し、「満足」「やや満足」「普通」と回答した人の割合				
	設定根拠(計画値)	市民意識調査の過去5年間（令和元年度～令和5年度）の最大値の78.1%を4年後の目標値とし、毎年向上を目指す。				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
農業集落排水 収益的事業	施策2-3目標②、③、④
浄化槽設置・維持管理促進事業	施策2-3目標①
公共下水道 収益的事業	施策2-3目標②、③、④
公共下水道 資本的事業	施策2-3目標①、③

◆個別計画

信濃川流域別下水道整備総合計画／長野県生活排水対策構想／公共下水道事業計画／社会資本総合整備計画／下水道事業経営戦略／公共下水道ストックマネジメント計画／生活排水処理基本計画

【政策 3】健康・福祉



【施策 3－1】

一人ひとりが健康に心がけ、生涯元気で暮らせるよう支援します

主管課：健康づくり課

関連課：市民課／福祉課／こども家庭支援課／高齢福祉課／スポーツ課

◆現状と課題

小諸市における令和5年度の健康寿命（平均自立期間：KDB）は、男性 80.7 歳、女性 85.4 歳であり、男女とも国を上回り、更に女性は県も上回っており良い傾向にあります。不健康な期間とされる平均寿命と健康寿命の差は、女性は 2.9 歳で県、国より短いですが、男性は 1.7 歳と県、国よりやや長い状況です。更に不健康期間の縮小に向け、健康寿命を延ばしていく必要があります。

また、出生数の減少と高齢者の増加が進んでおり、ライフステージに応じた健康づくりや相談支援、医療体制の確保が一層求められます。

◆方針（目的）

第4次小諸市健康づくり計画に基づき、健康づくりがより市民に浸透する仕組みを整えていくとともに、関係組織等と連携し、健康的な食習慣や運動習慣の定着、適切な睡眠や休養、がんとの共生、心の健康、口腔の健康などの健康づくりを進め、一人ひとりが健康に心がけ、すべての人の命が大切にされるまちを目指します。また、健診受診啓発、保健指導により、生活習慣病等の重症化を予防します。

若い世代からプレコンセプションを意識した健康づくりを推進します。また、こども家庭センターの母子保健分野においては、すべての妊産婦、こどもへの関わりから、必要な支援がしっかり届くよう児童福祉との連携を強化し、切れ目ない支援につなげていきます。

災害や感染症の流行等の健康危機に備えるとともに、地域医療体制の確保に取り組みます。

◆目標

- ①健康寿命が延伸し、不健康期間が縮小する状態。
- ②健康づくりに必要な情報が市民に届いており、健診受診者や健幸マイレージの参加等、生涯を通じて健康づくりに取り組む人が増加する状態。
- ③プレコンセプションを意識する若者が増える。こどもや子育て世代が、健やかに安心して生活できる状態。
- ④必要とする人が相談支援につながるとともに、ゲートキーパーが増え、悩みや困難を抱えた人が追いつめられることなく、助けを求められる状態。
- ⑤二次救急医療をはじめとする地域医療体制が維持されている状態。

◆目標値

①	指標名	健康寿命（平均自立期間）				
	設定理由	自分らしく、健康に生活できる期間の目安となるため				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		男性80.7歳 女性85.4歳	男性81.0歳 女性85.7歳	男性81.1歳 女性86.0歳	男性81.1歳 女性86.2歳	男性81.2歳 女性86.5歳
	算出根拠(現状値)	KDB（国保データベースシステム）				
②	設定根拠(計画値)	令和2年度から5年度の実績と傾向より設定				
	指標名	国保特定健診受診率				
	設定理由	健康に心がけている市民の目安となるため				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		41.7%	45%	48%	51%	54%
③	算出根拠(現状値)	KDB（国保データベースシステム）				
	設定根拠(計画値)	国保データヘルス計画				
	指標名	安心して医療が受けられると感じている人の割合				
	設定理由	地域医療の状況の目安となるため				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		68.8%	70%	70%	70%	70%
	算出根拠(現状値)	市民意識調査				
	設定根拠(計画値)	令和5年度の実績				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
地域医療体制整備事業	施策3-1【目標】①②③④⑤【連携】施策3-3、5-4
精神保健福祉事業	施策3-1【目標】①②③④【連携】施策3-2、3-3
予防接種事業	施策3-1【目標】①②③④
健康診査事業	施策3-1【目標】①②④【連携】施策3-3
健康づくり事業	施策3-1【目標】①②③④【連携】施策1-5、3-3
母子保健事業	施策3-1【目標】①②③④⑤【連携】施策1-2
乳幼児健診事業	施策3-1【目標】①②③④【連携】施策1-2
妊産婦等支援事業	施策3-1【目標】①②③④【連携】施策1-2
特定健診・保健事業	施策3-1【目標】①②④【連携】施策3-3

◆個別計画

地域福祉計画・地域福祉活動計画／健康づくり計画（げんき小諸 21／自殺対策計画・母子保健計画を含む）／データヘルス計画（特定健診保健指導計画を含む）／食育推進計画

【政策 3】健康・福祉

【施策 3－2】



誰もが安心できる福祉環境を整備します

主管課：福祉課

関連課：健康づくり課／高齢福祉課／こども家庭支援課

◆現状と課題

少子高齢化の急速な進展による人口の減少で、地域コミュニティの担い手の減少が課題となっている状況から、今後、地域社会活動の継続性、存続性の低下懸念、及び住民間の顔の見えるつながりの希薄化が一層危惧されます。また、就労年齢の上昇、景気・経済的要因による貧困、生活格差の拡大、ひとり親家庭の増加など家族構成の多様化等に起因する地域福祉課題は複雑化・複合化し増加しています。

このような中、誰ひとり取り残さない地域福祉を維持発展させていくためには、市民一人ひとりが地域との関わり方と自らの役割を改めて見つめ直し、地域課題を自分事として考え、前例に踏襲することなくその解決に一つひとつ取り組むとともに、行政や支援団体等は切れ目のない支援と連携体制の整備充実を図る必要があります。

◆方針（目的）

市民一人ひとりが役割をもって活躍し、お互いに支え合う地域共生社会の実現に向けた地域づくりのためには、支援が必要となる困難な課題を抱えてしまう恐れのある時、あるいは抱えてしまった時、誰もが生活困窮支援や福祉的支援を求める声を、ためらうことなく発せられる環境を整え、その声をお互いさまとして受け止められる地域コミュニティ体制を醸成していきます。

行政及び支援団体等は、市民誰もが安心して相談や支援が受けられるよう有機的に連携し包括的・重層的支援体制を構築します。

◆目標

- ①民生児童委員等や、区、地域住民による地域福祉の支え手と、社会福祉協議会等の支援団体が連携を深め、それぞれの役割を共有し活発に活動できる状態。
- ②障がい者やその家族等、社会的支援を必要としている市民を地域全体で支える意識の醸成。また、行政、各支援団体、保健・医療機関、障害福祉サービス事業所等が連携を深め、支援資質の向上が図られている状態。

- ③手話言語が広く日常生活で利用されている。また、市民の生活、社会活動上の社会的障壁を除去する合理的配慮の提供が図られている状態。
- ④経済的困窮世帯等の親子等世代間の貧困の連鎖を断ち切り、就労、就学、進学、生活環境、生活習慣が改善された状態。

◆目標値

①	指標名	地域で支え合っていると感じている人の割合（市民意識調査）				
	設定理由	地域福祉の担い手や各支援団体が連携し、支援活動が活発に行われていれば「地域で支え合っていると感じている人」の割合に反映されるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		46.7%	48%	53%	60%	65%
	算出根拠(現状値)	こもろ・まちづくり市民意識調査の、日ごろ感じていることの「地域で支え合っていると感じる」で「そう思う」「ややそう思う」の合計値46.7%とした。				
②	設定根拠(計画値)	令和5年度市民意識調査結果46.7%を現状値として、令和9年度目標値を第5次基本構想の「健康・福祉」分野の目指そう値1「地域で支え合っていると感じている人の割合」と同率の65%とする。				
	指標名	障がいのある人への福祉サービスに対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	障がいのある人や、その家族等、支援を必要としている人を地域全体で支える意識の醸成と地域体制、障害福祉サービスの資質が向上すれば障がいのある人の福祉サービスに対する満足度の割合に反映されるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		46.6%	49%	52%	55%	58%
③	算出根拠(現状値)	こもろ・まちづくり市民意識調査の「満足」「やや満足」「普通」の合計値46.6%を現状値とした。				
	設定根拠(計画値)	現状値46.6%に対し毎年度3%の向上を目指し、令和9年度目標値を58%以上とする。				
	指標名	小諸市生活就労支援センター「まいさぼ小諸」での自立相談計画の支援プラン終結者数				
	設定理由	まいさぼ小諸での自立相談個別プランの目標達成等により当初の支援が終結し、次のステップに移行し自立に近づく人が多ければ、相談支援内容が被支援者に対し効果的に実施できた指標となるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		14%	15%	17%	18%	18%
	算出根拠(現状値)	令和5年度自立相談支援計画のプラン終結者数14人を現状値とした。				
	設定根拠(計画値)	複数の課題を抱えた相談者の個別プランの終結には複数年を要する場合がある。また、急激な社会情勢・経済的変動による相談者の急増等に対しては考慮する。				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
社会福祉総務費運営費	施策3－2目標①
障害者地域生活支援事業	施策3－2目標②
障害者総合支援給付事業	施策3－2目標②
障害者援助事業	施策3－2目標③
障害者福祉医療等給付事業	施策3－2目標③ 【連携】施策1－2
自立相談支援事業	施策3－2目標④
生活保護適正実施推進事業	施策3－2目標④
生活保護受給者就労支援事業	施策3－2目標④

◆個別計画

地域福祉計画・地域福祉活動計画／障がい者プラン（福祉行動計画）／障害福祉計画／障害児福祉計画／成年後見制度利用促進計画

【政策 3】健康・福祉

【施策 3－3】



高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進します

主管課：高齢福祉課

関連課：福祉課／健康づくり課

◆現状と課題

高齢者人口は年々増加し、高齢化率は33%を超え、市民の3人に1人が65歳以上となります。2025（令和7）年には、団塊の世代が後期高齢者になり、何らかの介護サービスを必要とする高齢者は増加していくことが推測されます。全国的な傾向としても、介護職等の専門職の人材不足を、飛躍的に解消していくことは困難な状況が続いているなかにはありますが、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の構築を継続していくとともに、介護予防事業を充実させ、年々増加傾向にある介護給付サービス費を、できるだけ抑え、介護保険制度を持続可能な仕組みとしていかなければなりません。

◆方針（目的）

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生き生きと暮らし続けることができる「地域づくり」を推進します。各種健康教室の開催や専門職による訪問指導、高齢者に地域の通いの場への参加を促し人との交流を増やすなど、高齢者の健康づくり・介護予防に取り組み、元気な高齢者を増やすことで、要介護者の増加をできるだけ抑え、高齢者が社会で役割を持って地域づくりの担い手として活躍できるようにします。また要介護状態となっても安心して過ごせるよう、介護保険サービスの供給体制の維持のため、地域における多様な人材の確保や、介護専門職の質の向上、多職種の連携強化を図ります。

◆目標

- ①介護予防事業、各種健康教室などの充実により、元気な高齢者が増えた状態。
- ②支え合いの充実により、地域で安心して暮らし続けることができる高齢者が増えた状態。
- ③介護給付サービス費の増加をできるだけ抑制し、介護保険制度が持続可能な仕組みとして存続していく状態。

◆目標値

①	指標名	介護保険新規申請者（６５歳以上）の平均年齢				
	設定理由	介護予防の充実により、新規介護申請の平均年齢を維持する。				
	目標値	令和５年度(現状値)	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
		男性82.2歳 女性84.7歳	男性82.2歳以上 女性84.7歳以上	男性82.2歳以上 女性84.7歳以上	男性82.2歳以上 女性84.7歳以上	男性82.2歳以上 女性84.7歳以上
	算出根拠(現状値)	介護保険新規申請者（６５歳以上）の平均年齢				
②	設定根拠(計画値)	介護予防事業の効果により介護が必要となる年齢をできるだけ先に延ばし、生き生きと暮らせる期間を長くする。現状値が比較的高いため、維持することを目指す。				
	指標名	要介護認定率				
	設定理由	介護予防事業が充実すると、高齢者人口に対する要介護者（要支援１～要介護５）の割合が増えないから。				
	目標値	令和５年度(現状値)	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
		13.5%	13.9%以内	13.9%以内	14.2%以内	14.2%以内
	算出根拠(現状値)	要支援・要介護認定者数 ÷ 高齢者人口				
	設定根拠(計画値)	団塊の世代全てが後期高齢者となる2025(令和７)年以降も、要支援・要介護となる高齢者数は増加するものと推測されるが、介護予防事業を充実することで、認定率をできるだけ抑えることを目指す。				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
高齢福祉総務費運営費	施策３－３目標②
高齢者保護支援費	施策３－３目標②
在宅福祉サービス事業	施策３－３目標②
介護予防事業	施策３－３目標①
生きがい対策支援事業	施策３－３目標②
賦課徴収費運営費	施策３－３目標③
包括的支援事業	施策３－３目標②③
任意事業	施策３－３目標②③
新包括的支援事業	施策３－３目標②③
介護予防・生活支援サービス事業	施策３－３目標①②③
一般介護予防事業	施策３－３目標①

◆個別計画

地域福祉計画・地域福祉活動計画／高齢者福祉計画・介護保険事業計画

【政策 4】産業・交流

【施策 4－1】



持続可能で多様な小諸の「農」と「森林（もり）」を目指します

主管課：農林課

◆現状と課題

小諸市の農業は、多様な生產品目や生産規模が特徴となっています。近年は、兼業より小規模で出荷を伴わない園芸を楽しむ耕作者（農ライフ）も積極的に位置づける必要性も急激に高まっています。耕作条件においても、土地利用型農業により経営が確立できる地域や一連のほ場から、急傾斜不成形といった耕作条件の厳しい地域まで様々な状況となっています。

土地利用型農業では、稼ぐ力を高めるためには認知・訴求を高め、産地形成による市場等への発信が求められています。耕作条件が不利な地域では、小規模多品目生産となっているため高単収となる品目・生産形態への移行検討と併せて農ライフによる農地維持や農村の活性化に期待が高まっています。

超高齢化や後継者不足、農道や用排水路といった農業用施設の老朽化は共通の課題で、農地の遊休化・荒廃化は加速度的に進行している状況となっています。

国有林を除く森林は、林業経営に向かない小規模な森林が多く、林業経営による森林の維持は難しい状況となっています。

◆方針（目的）

- ・食料と農業は生活に欠かせない基盤で、特に小諸市は農産物が豊かで良質である強みがあるため、ブランド化により訴求力を図っていきます。特に高品質な農産物を理解してもらうために「食」を通じた情報発信を強く進めていくこととします。

- ・生活の基盤である農産物を安全・安心に食することができるよう地産地消を進め、特に農業・農村の文化や歴史とともにこどもたちへ届ける取組を推進します。

- ・集積や集約を含めた優良農地の維持が安定的な農業経営のために不可欠なため、農業用施設の計画的な改修等を進めます。

- ・高単収品目の推進では、品目の選定・スマート農業の活用・新たな栽培形態等 JA や関係企業との連携による取組を進めます。

・農地・農村の活性化を図るため、「農ライフ」の観点による帰農を含めた新たな人材の確保を図ります。

・森林（もり）整備では、小規模森林整備を進めるために経営管理計画策定を林業事業体と連携し進めます。

◆目標

①小諸の農全体・個別の農産物・農ライフ等の認知度を「食」を通じた手法で強力に高めるなど、ブランド化がそれぞれスパイラルアップできる状態

②「食」生活は特にこどもの成長では大切であるため、地域農業・農産物で安心感を得られる状態

③専業（的な）農業経営では、産地と優良農地の維持・発展による安定的な経営と高単収作物の移行が進んでいる状態（女性の活躍など多様な担い手が活躍している状態）

④農ライフを中心に多様な農地利用や農村での様々な活動が活性化されている状態

⑤森林（もり）では、森林経営管理制度による取組が計画的に進んでいる状態（森林所有者が自身の森林管理への関わり）

◆目標値

①	指標名	遊休地面積				
	設定理由	持続的な農業ができていれば遊休荒廃化は進行しないため				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		305ha	310ha	310ha	310ha	310ha
	算出根拠(現状値)	毎年実施する農地利用状況調査の結果（1号遊休農地）				
②	設定根拠(計画値)	高齢化の進行、後継者不足に耕作条件の悪さから、現状では遊休荒廃地化が進行基調であるため現状維持は野心的な目標値（調査状況の変動があったため令和3年～5年度の平均を目標値に設定）				
	指標名	森林経営管理計画に基づく森林整備が開始された地区数				
	設定理由	森林所有者の意向による計画的な森林整備が不可欠なため				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		0 地区	1 地区	1 地区	2 地区	2 地区
	算出根拠(現状値)	小諸市森林整備計画に基づく森林経営管理制度の取組計画				
	設定根拠(計画値)	同取組計画の実績値				

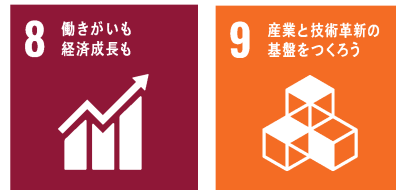
◆主な事業

事業名	事業のねらい
機構集積支援事業	施策4-1目標①
農業農村振興事業	施策4-1目標①
中山間地域等直接支払事業	施策4-1目標①
農産物ブランド化事業	施策4-1目標①
土地改良事業	施策4-1目標①
多面的機能支払交付金事業	施策4-1目標①
野生鳥獣保護・管理事業	施策4-1目標①
森林環境整備事業	施策4-1目標②

◆個別計画

地域計画（農業経営基盤強化促進法関係）／農業農村振興地域整備計画／農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針／森林整備計画

【政策 4 産業・交流】



【施策 4－2】

地域の強みを活かした企業誘致とビジネス集積を強化し、地域経済の活性化を図ります

主管課：商工観光課

◆現状と課題

首都圏からの良好なアクセスと、歴史遺産や美味しい食文化の適地としての認知度、豊かな自然環境や8源泉10か所の温泉など、人の心に響く魅力的な資源が沢山あります。

また、軽井沢エリアとしてのブランド力など、企業が求める一定条件を備えた地域として、積極的な企業誘致を進めています。しかし、企業誘致として提供できる自己所有地がないため、新産業団地の整備は急務です。

物価高騰による経済支援が続くなか、持続的な地域経済を構築するためには、既存企業や新規起業者への支援、商工会議所と連携した企業・創業を積極的に支援する必要があります。

◆方針（目的）

地域の強みを活かした積極的な企業誘致・ITビジネス集積は、的確なニーズの把握による信頼度の高い営業を行うとともに、競争力をさらに高めるための新産業団地の整備を着実に進める必要があります。

また、既存企業の事業拡大や技術力向上への支援に引き続き注力するほか、今後、絶対的に必要となるデジタル人材の雇用確保、事業所のIT業務拡大等を契機に女性が活躍できる仕事の支援など、子育て世代が安心して働くことができる職場づくりを、商工会議所と連携して支援します。

さらに、専門性が高いITエンジニアの育成と人材の雇用促進をすることにより、事業者の業務改善と就労支援を促します。

市独自の取組である信州小諸ジョブセンターを積極的に活用しながら、地域内のみならず地域外からの担い手づくりとしての人材誘致にも積極的に関わることにより、地域経済の新しい担い手を確保します。

◆目標

- ①地域住民だけでなく、移住者など地域外ニーズにも応えられる就業先がある状態。
- ②起業・創業により新たな事業活動や遊休不動産等の活用など経済効果が生じる状態。
- ③継続的な支援により、物価高騰の影響による地域経済の落ち込みを改善した状態。

◆目標値

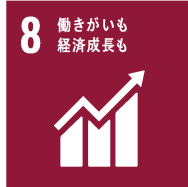
①	指標名	企業立地数				
	設定理由	新規企業の立地や既存企業の増設は、新たな雇用の創出と税収など財政力の強化に直結するから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		11件	5件以上	5件以上	5件以上	5件以上
	算出根拠(現状値)	新規立地9件、増設2件				
②	設定根拠(計画値)	企業立地数は景気動向に左右されるが、新規立地及び増設で5件以上を目標として取り組む				
	指標名	市内での起業・創業件数（小諸商工会議所「創業塾」「チャレンジ企業相談室」における件数）				
	設定理由	起業・創業により経済の担い手が増え、事業活動や消費行動が広がることで地域経済が活性化するから				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		23件	15件以上	15件以上	15件以上	15件以上
	算出根拠(現状値)	目標値16件に対し23件の実績であった				
	設定根拠(計画値)	直近3年間の起業・創業者のフォローを行いながら、目標件数を15件以上として起業・創業支援を行う				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
労働振興事業	施策4-2【目標】①②③【連携】施策1-2、4-1、4-3、6-1
商工業総合振興事業	施策4-2【目標】①②③【連携】施策1-2、4-1、4-3、6-1、6-2
制度融資事業	施策4-2【目標】③【連携】施策4-1、4-3
企業立地推進事業	施策4-2【目標】①②③【連携】施策1-2、4-1、4-3、6-1、6-2

◆個別計画

【政策 4 産業・交流】



【施策 4－3】

暮らしやすさや地域の魅力を発信し、移住・観光交流人口の増加とまちづくりの担い手育成を進めます

主管課：商工観光課

◆現状と課題

良好なアクセスと豊かな自然環境、浅間山や懐古園を中心とした小諸ならではの観光など、観光誘客や移住・定住につながる地域の魅力は一定の評価を受けていますが、効果的なプロモーションなどの情報発信や素材づくりに課題があります。観光面では、こもろ観光局と連携した「観光地域づくり」の具体化や動物園再整備による懐古園の魅力アップなど、各事業者が一体となった誘客の取組が必要です。

あわせて、人口減少対策として移住・定住をさらに進めるためには、充実した素材の提供が課題であり、時期にあった新たな視点を持ちながら、より踏み込んだ取組とする必要があります。

◆方針（目的）

こもろ観光局と連携し、地域が持つ小諸市でしか味わえない魅力的な観光を効果的に伝え、ブランド力を活かした情報発信を進め観光誘客を図るとともに、地域資源の活用による新たな観光素材の掘り起こしなど観光地域づくりを進めます。

懐古園は、「学ぶ」「遊ぶ」「楽しむ」が揃った貴重な施設で、特に動物園は、子育て家庭に届けられる貴重な財産と言え、動物園を再整備することにより、子育て環境の充実と憩いの場を提供します。あわせて、動物園開園 100 周年に関連したイベントを実施することにより、懐古園全体の魅力向上と一層の観光誘客を促します。

また、日本文化や歴史、自然を愛する内外からの旅行者やインバウンドをターゲットにした観光戦略を立て実践します。

移住・定住促進において、民間事業者の視点を持ちながら誘致活動を行い、移住希望者へ農ライフ事業などの新たな移住施策を促すことで、小諸ならではの選択肢を増やします。

また、人口減少対策を見据えたまちづくりの担い手育成として、人材誘致の観点も持ち積極的に進めます。

◆目標

- ①事業関係者や地域住民が地域の強みや魅力を認識し、連携した誘客に取り組む状態
- ②新築住宅着工数や空き家バンク物件成約件数が向上し、移住・定住が増えた状態
- ③継続的な支援により、物価高騰の影響による消費の落ち込みを改善した状態

◆目標値

①	指標名	新築住宅着工数と空き家バンク契約数				
	設定理由	この数値の向上が定住人口の増加につながるため				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		136件	120件	120件	120件	120件
	算出根拠(現状値)	新築着工数125件 + 空き家バンク契約数11件				
②	設定根拠(計画値)	今後の景気動向などを踏まえ、新築着工数110件と空き家バンク契約数10件を目標として取り組む				
	指標名	市内宿泊者数				
	設定理由	小諸市での宿泊者数を観光やビジネス活動の物差しとして捉え、観光産業等の回復を図るためには、この数値の回復、増加が必要となるから				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		122,135人	123,000人	123,500人	124,000人	124,500人
③	算出根拠(現状値)	市が実施する市内宿泊施設聴き取り調査の暦年統計(1月～12月)				
	設定根拠(計画値)	新型コロナウイルスの影響で落ち込みが続いていたが、令和元年度の宿泊者数を上回り、さらにインバウンド誘客を促すことにより宿泊者数の増を見込むため				
	指標名	住みよさランキングの全国順位				
	設定理由	全国順位があげれば小諸市の魅力アップにつながり、移住者の増加につながるから				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
③		26位	30位以内	30位以内	30位以内	30位以内
	算出根拠(現状値)	全国812市区が対象で、安心度・利便度・快適度・富裕度の4つの視点から偏差値を算出し、すべての指標の偏差値を平均して順位付けたもの(出典：東洋経済新聞社)				
	設定根拠(計画値)	引き続き小諸の魅力向上を図り、目標順位を30位以内として維持向上を目指す				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
布引温泉管理事業	施策4-3【目標】①③【連携】施策4-1、4-2
まちなか活性化施設運営事業	施策4-3【目標】①②③【連携】施策4-1、4-2
観光振興事業	施策4-3【目標】①③【連携】施策4-1、4-2、6-1、6-2
観光施設運営事業	施策4-3【目標】①③【連携】施策4-1、4-2
移住・定住促進事業	施策4-3【目標】①②③【連携】施策1-2、4-1、4-2、6-1、6-2
観光地域づくり事業	施策4-3【目標】①③【連携】施策4-1、4-2、6-1、6-2
懐古園運営事業	施策4-3【目標】①③【連携】施策4-3、6-1、6-2

◆個別計画

観光地域づくりビジョン／動物園再整備基本計画

【政策 5】生活基盤整備

【施策 5－1】



多極ネットワーク型コンパクトシティにより、利便性が高く、居心地のよい、ひらかれた都市づくりを進めます

主管課：都市計画課

関連課：財政課／高齢福祉課／商工観光課

◆現状と課題

これまでのコンパクトシティの取組等により、まちなかへの民間投資や民間主体によるイベント等の開催が増え、まちなかの回遊や賑わいが徐々に増加しています。この状態を更に促進していくため、公民共創により小諸駅周辺地域の再構築と民間活力を生かした公共的空間の有効活用を進める必要があります。また、高齢者を中心に利用が定着している「こもろ愛のりくん」は、より幅広い世代が状況・ニーズに合った便利な使い方ができるような運行方法の見直しを行うとともに持続可能な交通ネットワークの構築に向け地域公共交通を検討していく必要があります。

◆方針（目的）

小諸駅周辺地域未来チャレンジビジョンで掲げたまちのイメージの実現に向け、小諸駅前広場の再整備と旧小諸本陣・大手門・三之門地区の文化観光交流拠点化の取組を行います。まちタネ広場を中心に交流人口、関係人口増につながる取組を行い、公共交通の利便性が高く、歩いて暮らせる居住誘導エリアへの居住誘導を進めます。持続可能な交通ネットワークの構築に向け、地域公共交通計画の策定に向けた調査を行い、「こもろ愛のりくん」の利便性と効率性の両立を図る運行改善等と広域的な幹線交通維持のため、引き続き運行事業者との連携及び支援を行います。

◆目標

- ①人・モノ・文化が行き交う、小諸駅・市庁舎周辺地域において、様々な市民生活の利用や文化・観光交流が活発に行われている状態。
- ②公共交通の利便性が高い小諸駅・市庁舎周辺地域における“居心地のよい、歩いて楽しい”都市づくりにより、居住誘導区域への転入が進んでいる状態。
- ③持続可能な交通ネットワークの構築に向け、「こもろ愛のりくん」が利便性と効率性を両立して運行している状態。

◆目標値

①	指標名	相生町通りの歩行者数				
	設定理由	小諸駅・市庁舎周辺地域において様々な市民生活での利用が高まることにより、中心拠点の形成につながるため。【小諸駅・市庁舎周辺地域の利用頻度】				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		1,445人	1,500人	1,550人	1,600人	1,650人
	算出根拠(現状値)	令和5年10月の土曜日5:00～22:00の通行量（4週の平均値）				
②	設定根拠(計画値)	立地適正化計画において、1,500人以上の維持を目標としているため				
	指標名	居住誘導区域の人口密度				
	設定理由	公共交通の利便性が高く、都市機能が集積され、歩いて暮らせる居住誘導区域の人口密度を高めることで持続可能な集約型都市の形成が進むため				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		27.9人/ha	28.5人/ha	29.0人/ha	29.5人/ha	30.0人/ha
	算出根拠(現状値)	令和6年4月1日付の居住誘導区域（268ha）の人口密度				
③	設定根拠(計画値)	立地適正化計画で居住誘導区域の人口密度を30人/haとしているため				
	指標名	こもろ愛のりくんの年間利用者数				
	設定理由	こもろ愛のりくんの利便性が向上することで利用者数が増加し、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成が進むため。【こもろ愛のりくんの利便性と効率性の両立】				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		54,000人	55,600人	57,200人	58,900人	60,600人
	算出根拠(現状値)	「こもろ愛のりくん」の年間利用者数				
④	設定根拠(計画値)	こもろ愛のりくんの1便当たりの利用者を現状の2.6人から3人を目指す				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
中心拠点形成促進事業	施策5-1目標① 【連携】施策1-4、2-2、4-3
交通政策費運営費	施策5-1目標①③
公共交通事業	施策5-1目標①②③ 【連携】施策3-2

◆個別計画

都市計画マスタープラン／立地適正化計画

【政策 5】生活基盤整備



【施策 5－2】

社会基盤の整備と長寿命化を進めます

主管課：建設課

関連課：都市計画課

◆現状と課題

社会基盤である道路や橋梁、河川等は、必要な機能を維持するための修繕が中心となっており、事業要望による生活道路の整備や幹線道路の舗装改良、橋梁の修繕・耐震補強、河川の護岸保全など、計画的に整備を行っているが、今まで以上に痛みが激しく老朽化が進んでいる状況です。

このような状況のなか、生活道路の整備は、新設や拡幅改良などは必要箇所の精査により道路整備を実施することとし、生活に密着した維持修繕として対応する必要があります。また、舗装改良や橋梁の修繕・耐震補強等は、長寿命化修繕計画に基づき、より効果的に進める必要があります。

公営住宅等は、改定した長寿命化計画に基づき、改善事業及び集約化に取り組む必要があります。

◆方針（目的）

市民生活に欠くことのできない道路や橋梁等の整備において、生活道路の新設や拡幅改良は、評価項目に基づき、効率的で効果のある整備を計画的に行い、即効性のある維持修繕を主体的に行い道路の安全性を確保します。また、幹線道路の舗装改良は長寿命化修繕計画に基づき計画的に行います。

橋梁修繕等の整備は、将来への持続を考えた長寿命化修繕計画に基づき、効果のある整備を行います。

公営住宅等の改善事業及び集約化は、長寿命化変更計画に基づき、事業を計画的に行い、老朽化が著しい団地の集約化を図ります。

◆目標

- ①生活道路の維持・修繕を行い、通行の安全性が確保された状態。
- ②橋梁及び横断歩道橋等が、長寿命化修繕計画に基づき適正に維持管理されている状態。

◆目標値

①	指標名	生活道路の新設に対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	市民満足度が高ければ、環境施策が住民ニーズに沿っている割合が高いから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		53.5%	54%	55%	56%	57%
	算出根拠(現状値)	こもろ・まちづくり市民意識調査の「生活道路の新設」に対し「満足」「やや満足」「普通」と回答した人の割合。				
②	設定根拠(計画値)	4年後の目標値を57%とし、毎年向上を目指す。				
	指標名	生活道路の維持・補修に対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	市民満足度が高ければ、環境施策が住民ニーズに沿っている割合が高いから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		53.7%	54%	55%	56%	57%
③	算出根拠(現状値)	こもろ・まちづくり市民意識調査の「生活道路の維持・補修」に対し「満足」「やや満足」「普通」と回答した人の割合。				
	設定根拠(計画値)	4年後の目標値を57%とし、毎年向上を目指す。				
	指標名	道ぶしん実施件数				
	設定理由	道ぶしん実施件数が増えれば、地域住民との協働による道路管理をめざすことができるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		238件	239件	240件	241件	242件
	算出根拠(現状値)	区、育成会、PTA、市内の事業所など、各種団体が協働して道路の維持管理活動を実施した件数。				
	設定根拠(計画値)	各種団体の高齢化が進む中ではあるが、毎年向上を目指す。				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
市単道路等整備事業	施策5-2目標①
道路メンテナンス事業 (老朽化道路インフラ)	施策5-2目標②
防災・安全社会資本整備交付金 (舗装修繕)	施策5-2目標②
交通安全対策補助事業 (通学路緊急対策)	施策5-2目標②
都市公園維持管理事業	施策5-2目標② 【連携】 施策5-1

◆個別計画

舗装長寿命化修繕計画／橋梁及び横断歩道橋長寿命化修繕計画
 ／トンネル長寿命化修繕計画／耐震改修促進計画／公営住宅等長寿命化変更計画
 ／空家等対策計画／公園施設長寿命化計画

【政策 5】生活基盤整備



【施策 5－3】

水道水の安定供給と事業の持続的な安定経営を進めます

主管課：上水道課

◆現状と課題

水道事業は、水道法第 6 条第 2 項により、“市町村経営が原則”であるとともに、地方公営企業法第 17 条の 2 第 2 項及び地方財政法第 6 条により、“独立採算が原則”となっています。

しかし、収益的収入の約 9 割を占める水道料金収入は、平成 27 年度の御牧ヶ原水道組合の統合をピークに上回ることなく、今後も、人口減少等の影響を受け、水道料金収入の減少による経営環境の悪化が予測されます。

一方で、高度経済成長期に建設した水道施設が耐用年数を超過し、それら施設の適正な維持管理や計画的な更新・耐震化が急務であり、それら事業の実施に必要な資金や人材の確保による経営基盤の強化を図ることが課題です。

◆方針（目的）

「上水道事業実施計画」に基づく、安全な水道水の安定供給（安全）、公民共同企業体との効率的な水道事業運営（持続）、災害に強い水道施設の構築（強靱）を着実に執行します。

設備の更新等にあたっては、省エネ型機器を積極的に導入し、電力消費量の削減、電力使用の効率化を図ります。

将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を改定するとともに、関連計画の見直しを進めます。

経営基盤強化に向け、公民連携による更なる挑戦と、スケールメリットの創出につながる関係者間の多様な形態による連携のあり方について検討します。

◆目標

- ①蛇口をひねれば、いつでも、清浄にして豊富、低廉な水が出てくる状態
- ②経常費用が経常収益によって賄われている状態
- ③給水に係る費用が給水収益によって賄われている状態
- ④いつでも安心して水を飲むことができるよう将来に向けて適切な投資をしている状態

◆目標値

①	指標名	経常収支比率				
	設定理由	水道事業の収益性を示し、100%以上の場合、単年度収が黒字であり、健全経営の判断ができるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		113.11%	100%	100%	100%	100%
	算出根拠(現状値)	令和4年度決算 [(営業収益＋営業外収益) / (営業費用＋営業外費用) × 100]				
②	設定根拠(計画値)	総務省の経営指標				
	指標名	料金回収率				
	設定理由	100%を下回っている場合、料金収入以外の収入で給水に係る費用が賄われていることが判断できるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		110.98%	100%	100%	100%	100%
③	算出根拠(現状値)	令和4年度決算 [供給単価/給水原価 × 100]				
	設定根拠(計画値)	総務省の経営指標				
	指標名	管路更新率				
	設定理由	管路の更新ペースや状況を把握できるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		0.25%	0.48%	0.48%	0.48%	0.48%
	算出根拠(現状値)	令和4年度決算 [当該年度に更新した管路延長/管路延長 × 100]				
	設定根拠(計画値)	総務省の経営指標 令和4年度類似団体平均値				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
水道事業	施策5－3目標①②

◆個別計画

上水道アセットマネジメント 2016／上水道事業基本計画／水道ビジョン 2017
／上水道事業実施計画／地域防災計画

【政策 5】生活基盤整備

【施策 5－4】



参加と協働で安全・安心な暮らしを実現します

主管課：危機管理課

関連課：生活環境課／消防課／市民課

◆現状と課題

今後起こりうる災害被害を最小限に抑えるには、「自助・共助」を中心とした「減災」の取組が重要ですが、「共助」の役割を担う「自主防災組織」を未だ結成していない行政区があるため、組織化を促す取組が必要です。また、災害時の防災、減災のため、地域防災の要である消防団員の災害対応能力の向上を図るとともに、消防団と自主防災組織との連携を強化していく必要があります。また、令和6年1月の能登半島地震において孤立した地域への支援について課題が明らかとなり、小諸市も災害時に孤立するおそれのある地域を抱えているため、支援体制の構築を図る必要があります。

高齢社会となり、高齢者の交通事故割合が高い状況にあるため、一層の交通安全対策の取組が必要です。さらに、改正道路交通法対応のため、ヘルメット着用など自転車安全利用の促進を図ります。

社会情勢を反映した新たな消費者トラブルも発生しており、被害の未然防止・拡大防止に努める必要があります。

◆方針（目的）

安全・安心な暮らしを実現するため、自助・共助による事前防災の意識向上と、多様な主体の連携による防災活動等の推進により、災害に強いまちづくりを進めます。

あらゆる災害に対応するため、佐久広域連合消防本部が行う消防・救助・救急業務を支援するとともに、消防団活動の充実を図ります。

自治体間の広域連携および各種団体や民間企業との連携協定に基づき、災害支援体制の強化を図るほか、孤立地域への支援体制構築を図ります。

交通事故発生件数を減らすため、関係機関・団体と連携し、啓発活動を推進します。

消費者トラブルを未然防止・拡大防止するため、身近な相談窓口である消費生活センターが警察などの関係機関と連携し、相談事業と効果的な啓発活動を進めます。

◆目標

- ①すべての地域で様々な手段により防災行政情報を入手でき、市民が避難方法や避難場所等を熟知して、「自らの命は自らが守る」意識が高まっている状態。
- ②災害時に備え、自助・共助の理念のもと、住民自らの主体的な参加と協働により、地域防災力の向上に積極的に取り組んでいる状態。
- ③交通事故発生件数が減少し、かつ、交通死亡事故がゼロになり、安全・安心に暮らせる状態。

◆目標値

①	指標名	防災への取り組みに対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	防災への取り組みに対する市民満足度は、「安全・安心な暮らしの実現度合」に反映されるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		68.00%	69.75%	71.50%	73.25%	75.00%
	算出根拠(現状値)	こもろ・まちづくり市民意識調査の「防災への取り組み」に対し「満足」「やや満足」「普通」と回答した人の割合。				
②	設定根拠(計画値)	4年後の目標値を75%とし、毎年1.75%向上を目指す。				
	指標名	区の防災訓練実施率				
	設定理由	いざというときに「共助」が有効に機能するためには、自主防災組織を中心とした平時からの防災訓練の実施が不可欠である。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		64.7%	100%	100%	100%	100%
③	算出根拠(現状値)	44区／68区				
	設定根拠(計画値)	全区の実施をめざす。				
	指標名	交通事故死者数				
	設定理由	死亡事故がなくなれば、交通安全に関する啓発が適切に行われ、市民の安全が確保されていると考えられるから。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		1人	0人	0人	0人	0人
	算出根拠(現状値)	市内における交通事故に関する死亡者数				
	設定根拠(計画値)	交通事故死者数0人を目標とする。				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
防犯事業	施策5-4目標①②
防災対策費運営費	施策5-4目標①②
防災情報基盤整備・運用事業	施策5-4目標①②
交通安全対策事業	施策5-4目標③
県民交通災害共済事務	施策5-4目標③
佐久広域連合負担金	施策5-4目標②
非常備消防費運営費	施策5-4目標②
消防施設費運営費	施策5-4目標②

◆個別計画

地域防災計画／国土強靱化地域計画／交通安全計画

【政策 6】協働・行政経営

17 パートナースhipで
目標を達成しよう



【施策 6－1】

参加と協働による市民主体のまちづくりを推進します

主管課：企画課

関連課：全 課

◆現状と課題

少子高齢化による人口減少社会が進展し、行財政運営が厳しさを増すなか、自治基本条例の基本理念である「協働によるまちづくり」、「市民主体のまちづくり」の推進が、より重要性を増しています。

また、コロナ禍によって、地域コミュニティの希薄化が進み、区の役員等の高齢化やなり手不足など、地域課題が山積しているなかで、これらの課題解決へ向け、行政として「参加と協働による市民主体のまちづくり」を推進し、関係団体等を支援していく必要があります。

◆方針（目的）

アフターコロナの時代に即した地域コミュニティの活性化を目指し、地域課題の共有をはじめ、区を越えた共同事業や運営管理体制の構築など、地域の主体性を基本に地域に寄り添った支援を進め、地域の課題解決に「市民とともに協働」で取り組みます。

市民活動・ボランティアサポートセンターにおいては、引き続き市民活動の情報発信や団体間のコーディネートを行うほか、補助事業の実施により市民活動の推進を図ります。

また、市民や市民団体、企業や大学・高校等と協働のパートナーとして連携を深め、行政の役割を積極的に果たすとともに、佐久地域における広域連携をはじめ、姉妹都市との交流を深め、包括的な協力・連携関係の構築に努めます。

◆目標

- ①自治基本条例の基本理念に基づくまちづくりが推進されている状態。
- ②各主体の自発的で主体的な活動が活発に行われている状態。

◆目標値

①	指標名	市民参加型の会議等の機会が提供されていると感じている市民の割合				
	設定理由	市民参加型の会議等が適切に提供されていれば、参加と協働のまちづくりが進むため				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		63.7%	64.7%	65.7%	66.7%	67.7%
	算出根拠(現状値)	市民意識調査の結果から「満足」「やや満足」及び「普通」の割合				
②	設定根拠(計画値)	年1.0%増を目標に設定				
	指標名	市民参加型の会議等の周知や情報提供に満足している市民の割合				
	設定理由	市民参加型の会議等の周知や情報提供が適切に提供されれば、参加と協働のまちづくりが進むため				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		56.3%	57.3%	58.3%	59.3%	60.3%
	算出根拠(現状値)	市民意識調査の結果から「満足」「やや満足」及び「普通」の割合				
③	設定根拠(計画値)	4年間で60.0%以上を目指し、年1.0%増を目標に設定				
	指標名	過去3年以内に、区等で開催された行事や活動に参加したことがある市民の割合				
	設定理由	区等で開催される行事等への参加意欲が高まり参加者が増えれば、参加と協働のまちづくりが進むため				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		54.0%	56.0%	58.0%	60.0%	62.0%
	算出根拠(現状値)	市民意識調査の結果から「満足」「やや満足」及び「普通」の割合				
	設定根拠(計画値)	4年間で60.0%以上を目指し、年2.0%増を目標に設定				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
市民協働推進事業	施策6-1目標①②
市民活動支援事業	施策6-1目標①② 【連携】施策6-4
各種団体連携事業	施策6-1目標①② 【連携】施策6-4

◆個別計画

【政策 6】協働・行政経営

【施策 6－2】



戦略的で効率的・効果的な行政経営を推進します

主管課：企画課

関連課：全 課

◆現状と課題

基本計画を基軸とした行政マネジメントシステムを構築し、トータルシステムとして継続的な改善と適切な運用に努めてきましたが、少子高齢化に伴う人口減少社会の進展に伴い、一層厳しい行財政運営が求められるなかで、特に行財政改革の観点から、事業の見直しと併せて財政計画及び公共施設マネジメントを包含し再構築していく必要があります。

また、小諸の良さや魅力を効果的に宣伝・周知するシティプロモーションでは、選ばれるまちを目指し、テレビ番組、新聞記事、インターネット等のあらゆる媒体を有効活用し、戦略的に進めて行く必要があります。

D Xの推進については、利用者のニーズを的確に把握しながら、行政事務の効率化を図り、市民サービスの向上につなげていく必要があります。

◆方針（目的）

戦略的で効率的・効果的な行政経営を推進するため、基本計画を基軸とした「行政マネジメントシステム」の継続的な改善と適切な運用を図るとともに、恒常的な事業の見直しと併せて財政計画及び公共施設マネジメントを包含したものとして再構築します。

また、戦略的・効果的な情報発信に努めるとともに、あらゆる媒体を活用したシティプロモーションにより、交流人口や関係人口の増加を図り、選ばれるまちとして、人口の社会増へつなげていくとともに、人口の自然増へ果敢に挑戦します。

効率的な行政経営に欠かすことのできないD Xの推進については、セキュリティポリシーを遵守し、これまでの先進的な取組の横展開を図るとともに、A Iやロボティクスの活用など率先して自治体D Xを推進し、業務の効率化へ向けた取組をより一層進め、市民サービスの向上につなげます。

◆目標

- ①基本計画を基軸とした計画・実施・評価・改善（P D C A）のサイクルが「行政マネジメントシステム」により自律的に運用されている状態。
- ②自ら考え、行動し、課題解決する自立した職員が育成され、組織の目標に向かい一丸となって生き活きと働いている状態。

◆目標値

①	指標名	人口の社会増減数				
	設定理由	政策が推進され、効率的・効果的な行政経営を推進することで人口の社会増が図れるため				
	目標値	令和5年(現状値)	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
		289人	300人以上	300人以上	300人以上	300人以上
	算出根拠(現状値)	社会増減＝年間の転入者数－転出者数				
②	設定根拠(計画値)	長野県の毎月人口移動調査結果で過去最高となった令和5年の社会増（289人）を継続・維持することを目標に、年間300人以上の社会増を目指す				
	指標名	総合的に見た市政に対する市民満足度				
	設定理由	効率的・効果的な行政経営ができれば市民満足度が向上するため				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		69.6%	71.0%	72.4%	73.8%	75.2%
	算出根拠(現状値)	市民意識調査の結果から、総合的にみた市政の取り組みに「満足」、「やや満足」及び「普通」の割合				
	設定根拠(計画値)	現状値から年1%以上の向上を図り、令和9年度には75%を上回ることを目標に設定した				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
議会運営費	施策6－2目標①
監査委員運営費	施策6－2目標① 【連携】 施策6－4
会計管理事務	施策6－2目標① 【連携】 施策6－4
行政経営事業	施策6－2目標①② 【連携】 施策6－4
ふるさとPR事業	施策6－2目標① 【連携】 施策6－3
広報公聴事業	施策6－2目標①②
職員厚生費	施策6－2目標② 【連携】 施策6－4
職員研修費	施策6－2目標①② 【連携】 施策6－4
庁内情報システム運用事業	施策6－2目標① 【連携】 施策6－4
統計調査事業	施策6－2目標①

◆個別計画

D X推進計画

【政策 6】協働・行政経営

17 パートナースhipで
目標を達成しよう



【施策 6－3】

財政の健全性を確保しながら、効率的・効果的な財政運営を進めます

主管課：財政課

関連課：全 課

◆現状と課題

学校再編による統合小学校の建設をはじめ、各計画に基づく大型事業の継続、脱炭素の取組やD Xの推進、また直面する少子高齢化、人口減少の課題に対応する多種多様な施策の展開に、財政需要はさらに増加することが見込まれます。一方、歳入面は生産年齢人口の減少や地域経済の縮小による税収への影響、また地方交付税の減額などが見込まれ、財政規模の縮小は避けられない状況にあります。現時点の財政状況は概ね良好と判断されますが、今後も健全財政を維持していくためには、財政規律の遵守と市税を中心とする自主財源の確保・強化、また公共施設等総合管理計画の着実な推進が必要です。

◆方針（目的）

当面の課題となっている事業や市民生活を支える財政需要に的確に対応しつつ、将来にわたり健全財政が維持できるよう「基金や市債に依存した財政構造からの回避」を最優先事項とし、市税やふるさと納税をはじめとする自主財源の安定的な確保に努め、財政規律を遵守し、計画的で効率的・効果的な財政運営を行います。公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメントにより、必要性の高い公共施設の統合・複合化を進め施設の総量縮減を目指します。また、これまでの役割・目的を終えた施設については、策定した用途廃止施設の活用・処分に関する運用ガイドラインに基づき、民間への開放を含め積極的に活用・処分を進めます。

◆目標

- ①計画期間内の財政見通しを精緻にしつつ実施計画とあわせて運用し、柔軟な予算執行と計画期間中での改善がより有効に機能することで、施策の実現性や実効性が確保されている状態。
- ②公平・公正な入札・契約により、適正な公共調達・公共工事が実施されている状態。
- ③「公共施設等総合管理計画」に基づいた公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた取組が進められている状態。
- ④市民等の税金の意義に対する理解が深まり、納期内納付が向上している状態。

◆目標値

①	指標名	財政調整基金残高				
	設定理由	計画的な財政運営や災害等不測の事態の備え、また年度間の財政調整の基金確保が必要なため				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		40.2億円	20億円以上	20億円以上	20億円以上	20億円以上
	算出根拠(現状値)	財政調整基金の年度末残高				
②	設定根拠(計画値)	計画期間の財政の見通しから持続的な財政運営のための最低水準として設定				
	指標名	市債残高				
	設定理由	市債は公共施設等整備の財源確保と財政負担の平準化、また世代間の負担の公平化のため活用しているが、後年度に過度な財政負担とならないよう、償還とのバランスが重要となるため				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		123.7億円	150億円以下	150億円以下	150億円以下	150億円以下
③	算出根拠(現状値)	一般会計における年度末の市債残高（臨時財政対策債を除く）				
	設定根拠(計画値)	計画期間の財政の見通しから持続的な財政運営のための最低水準として設定				
	指標名	実質公債費比率				
	設定理由	一般財源の規模に占める公債費の比率を適正な規模に維持するため				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		7.2	9.0以下	9.0以下	9.0以下	9.0以下
	算出根拠(現状値)	毎年度の決算において、財政健全化法に基づき公表する指標の一つ				
	設定根拠(計画値)	計画期間の財政の見通しから持続的な財政運営のための最低水準として設定				

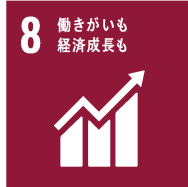
◆主な事業

事業名	事業のねらい
財政管理費運営費	施策6-3目標①
財産管理費運営費	施策6-3目標②
施設管理費運営費	施策6-3目標③
賦課徴収費運営費	施策6-3目標④

◆個別計画

公共施設等総合管理計画

【政策 6】協働・行政経営



【施策 6－4】

変革に柔軟に対応する職員を育成し、市民サービスの向上を図ります

主管課：総務課

関連課：全 課

◆現状と課題

これまで、職員の意識改革や人材育成に取り組んできたことで、職員が様々な場面で市民や関係者と協働し、チャレンジしてきたことにより、市民サービスの向上につながってきています。しかし、不確実性が一層高まる時代においては、ソーシャルキャピタル（社会的つながり）が高く、変革に柔軟に対応できる職員の育成と確保がさらに必要となっています。

そのためには、人材育成基本方針、人事評価制度、定員管理計画の一体的な運用と定着をさらに推進し、意欲ある職員の確保が課題となっています。

◆方針（目的）

業務が複雑化・高度化し、業務量も増加するなかで、小諸市役所が「市民の役に立つ所」であることを市民に実感していただけるよう、人材育成基本方針、人事評価制度、定員管理計画の一体的な運用と定着を図ります。これにより、ソーシャルキャピタルが高く、変革に柔軟に対応する職員を育成するとともに、意欲ある職員の確保に努め、さらなる市民サービスの向上につなげていきます。

◆目標

- ①人事評価システムの定着と制度の改善を図り、職員のモチベーションが高い状態
- ②人材育成基本方針に基づく有効な研修会等を実施し、管理職のマネジメントの能力の向上や自律した意欲ある職員の育成を図ることなどにより、市民サービスが向上している状態
- ③定員管理計画や人事評価等により、適材適所の人事配置ができている状態
- ④事務処理等改善委員会等において、事務処理の効率化を図り、行政手続き等の迅速化・適正化が図られた状態

◆目標値

①	指標名	市役所の窓口・電話・相談等のサービスに対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	市役所の窓口・電話・相談等のサービスに満足している市民の割合が高くなれば、職員の資質向上が図られたと判断でき、市民サービスが向上したと考えられるため。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		67.5%	68%	69%	70%	71%
	算出根拠(現状値)	市民意識調査の当該項目の「満足・やや満足・普通」の割合の合計値				
②	設定根拠(計画値)	これまでの当該項目の割合が毎年減少し続けてきたことから、1ポイントずつでも向上させます。				
	指標名	自分の仕事を進めるうえで工夫や改善をしていると思う職員の割合（職員意識調査）				
	設定理由	業務において工夫や改善を行う職員が増えれば、市民サービスが向上すると考えられるため。				
	目標値	令和5年度(現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		73.3%	74%	75%	76%	77%
	算出根拠(現状値)	市民意識調査の当該項目の「そう思う」から「そう思わない」の5段階の内、「そう思う」からの2段階の割合				
	設定根拠(計画値)	これまでの当該項目の割合が横ばい状態であるため、1ポイントずつでも向上させます。				

◆主な事業

事業名	事業のねらい
一般管理費	施策6-4目標①②③④
文書費	施策6-4目標④
職員厚生費	施策6-4目標③
職員研修費	施策6-4目標②

◆個別計画

人材育成基本方針／定員管理計画

小諸市第 12 次基本計画

第 3 部 資料集

◆用語解説

子育て・教育

アクティブラーニング

単方向的な講義形式の授業とは異なり、実際にやってみたり意見を出し合ったり考えたりして学ぶ「能動的（アクティブ）な学習（ラーニング）」のことです。文部科学省では、今後の初等中等教育において、「何を教えるか」という知識の質や量の改善はもちろん、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視することが必要であり、アクティブラーニングを推進するとしています。具体的な内容としては、体験学習や調査学習、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワークなどがあります。

カリキュラム・マネジメント

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことです。主な特徴としては、教科横断的な教育、教育の評価・改善、地域との連携が挙げられます。

コミュニティスクール

これまでに各地域で行われてきた学校を支援する取組を土台にして、新たに地域住民が学校運営参画、学校支援、学校評価を一体的・持続的に実施していく仕組みのことです。長野県が提唱しているもので、学校と地域住民やボランティアで組織する「運営委員会」を通じて、学校と地域が考え方や課題を共有しながら、一体となって子どもを育てる持続可能な仕組みを持った地域と共にある学校を目指しています。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことが懸念されています。

ファミリーサポートセンター事業

地域において育児や児童の預かりの援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、センターが相互援助活動に関する連絡、調整を行う会員制の仕組みです。地域全体で地域に住む子どもや子育て世帯を見守り、共に育てていくことで、安心してゆとりある子育てができる環境づくりを目指しています。市町村が運営主体となってセンターを設置し、業務を実施します。

こども家庭センター

母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成して、支援にあたります。また、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るため、地域資源の開拓にも取り組みます。

KOMORO HISTORY

小諸市教育委員会で発行している小諸市の歴史・文化を幅広くまとめた資料であり、市内の小学校で社会科教材として使用されています。

環境

循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のことです。生産や消費を抑え、ごみを減らし、製品の再使用を推進、さらに再生できるものは資源として再生利用するという 4R (Reduce、Reuse、Recycle、Replace) を推進することで、地球と環境の自然な循環を尊重するやさしい社会を構築するため、平成 12 (2000) 年に成立した循環型社会形成促進基本法をもとに、ゴミ処理量低減や資源生産性の向上などの数値目標を設定し、国全体で積極的に推進しています。

小諸市気候非常事態宣言

異常気象が多発するなど、地球温暖化の影響とみられる気候変動問題に対し、非常事態を宣言するとともに、豊かな自然と環境を次世代に引き継ぐため、地球温暖化対策を、市民、事業者、行政が一体として取り組むことを、令和 2 年 (2020 年) 9 月 29 日に小諸市として表明したものです。(長野県の「気候非常事態宣言 - 2050 ゼロカーボンへの決意 -」には令和元年 12 月に賛同を表明していたが、令和 2 年の小諸市議会 3 月定例会における「気候非常事態宣言に関する決議」を受け改めて「小諸市気候非常事態宣言」を表明。) 2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの導入、3 R の徹底によるごみの削減、里山保全活動による森林の適正管理などにより、持続可能なまちづくりを目指すこととしています。

省エネルギー

限りあるエネルギー資源が無くなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使用することです。具体的には、エアコンの温度設定の調整、省エネ高効率給湯器や LED 照明などの導入、エコドライブの実施などの方法があります。

再生可能エネルギー

太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものです。化石燃料と違い、エネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマスなどが挙げられます。

污水处理人口普及率

行政人口に対して、下水道（農業集落排水や合併浄化槽を含める広義の下水道）を利用できる（接続可能）人口（浄化槽区域においては利用（接続）している人口）の比率です。

BOD

「生物化学的酸素消費量」とも呼ばれ、污水处理では最も一般的で重要な水質指標のひとつです。主に略称のBODが使われ、単位は一般的に『mg/L』で表されます。汚水中の有機物（汚物）が、一定時間中に好気性微生物（有機物などの栄養源を空気中の酸素で酸化して、生育、増殖する微生物）の生物化学的反応によって分解される時に消費される酸素量のことです。

健康・福祉

平均自立期間

国民の健康づくり運動の指針「第3次健康日本 21」においては、健康寿命の延伸と、健康格差の縮小を基軸としています。健康寿命については、算出方法の指針により、①日常生活に制限のない期間の平均、②自分が健康であると自覚している期間の平均、③日常生活が自立している期間の平均の3通りが示されています。「平均自立期間」は、③の「日常生活動作が自立している期間の平均」について、「介護度2以上」を「不健康」と定義して、国保データベースシステム（KDBシステム）において算出したものの呼称です。

二次救急医療

現在の救急医療制度は、都道府県が作成する医療計画に基づいており、「重症度」に応じて初期（一次）、二次、三次救急医療の3段階体制とされています。このうち、二次救急医療は「入院治療を必要とする患者」に対応する機関のことです。なお、初期救急医療は「入院の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者」への対応機関、三次救急医療は「二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、または重篤な患者」への対応機関です。

健幸マイレージ

ウォーキングを楽しく続けて、健康で長生きを目指せるサービスです。スマホアプリ等を活用したサービスであり、歩数・血圧・体重の記録ができるとともに、歩数に応じて景品を得ることができます。

プレコンセプションケア

プレ（Pre）は「～の前の」、コンセプション（Conception）は「妊娠・受胎」という意味で「妊娠前からのケア」を意味します。つまり、プレコンセプションケアとは、若い世代（女性と夫・パートナー）のためのヘルスケアであり、現在のからだの状態を把握し、将来の妊娠やからだの変化に備えて、自分たちの健康に向き合うことを指します。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

まいさぼ小諸

何らかの困難を抱えて困窮されている人に対して、暮らしや就労に関する総合的な相談事業を行う、ワンストップ型の相談支援拠点機関。平成 27（2015）年 4 月、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図ることを目的とした「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い設置されました。長野県内の福祉事務所設置自治体（市）では、「生活就労支援センターまいさぼ〇〇」（「まいさぼ」は、「マイサポート」の略語）という共通の名称での「自立相談支援機関」を設置しており、小諸市では、小諸市社会福祉協議会への委託により『小諸生活就労支援センター「まいさぼ小諸」』を設置し、相談支援業務を行っています。支援内容としては、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、住居確保給付金の相談・受付などがあり、このうち、「自立相談支援事業」では、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成して、他の関係機関とも連携しながら、自立に向けた支援を実施しています。

産業・交流

信州小諸ジョブセンター（通称：ジョブセン）

小諸市独自の地域密着型の求人マッチングサイトです。市内事業者の人材不足解消を目的として、令和 6 年 4 月に開設されました。当サイトを運用することにより、市内事業者と連携して、人材不足の解消や移住の促進を進めています。

インバウンド

海外から日本へ来る観光客や訪日外国人旅行、訪日旅行のことを指します。インバウンドという言葉の原義は、「入ってくる、到着する」という意味の英語の形容詞で、「中に入ってくる」という意味から、旅行業界において「国内に入ってくる旅行」という意味で「インバウンドツーリズム」として使われます。これが略されて、日本に入ってくる旅行、つまり「訪日外国人旅行」のことをインバウンドと呼ぶことが一般的になりました。

交流人口

その地域に訪れる（交流する）人です。その地域に住んでいる人、つまり「定住人口」（又は居住者・居住人口）に対する概念です。地域活性化のためには、人口の増加が重要であるが、少子高齢化の進展により特に地方都市においては定住人口の増加が困難となり、地域外からの旅行者や短期滞在者といった「交流人口」を増やすことが注目されています。

関係人口

観光に来た「交流人口」でもなく、移住した「定住人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことであり、観光以上、移住未満と例えられることが多いです。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

こもろ観光局

「小諸市観光地域づくりビジョン」の強力な推進組織として設立された一般社団法人。観光地域づくりビジョンで掲げる基本戦略の一つ、「観光推進体制の再構築」の一環として2016（平成28）年11月に設立されました。観光事業者、商業、農業、交通、金融、福祉、行政などの幅広い組織の関係者で形成され、住民も含めたオール小諸での「観光を軸にした地域づくり（観光地域づくり）」を推進するための「かじ取り役」が期待されています。当面、観光を中心とした一元的な情報発信、「滞在プログラム」の開発、小諸ならではの「土産品」の発信といった事業に取り組むこととしています。

小諸市観光地域づくりビジョン

観光を基軸に地元を活性化する「観光地域づくり」に取り組むことを目指し、策定された計画。平成25（2013）年度より市民団体や民間企業の代表者で構成する検討会を設置し、議論を重ねた結果として、平成28（2016）年2月にまとめられました。「観光地域づくり」とは、観光事業者や公共団体のみによる観光地としての発展を目指すのではなく、住民が観光を使って楽しく地域づくりに取り組み、住民にとっても観光交流客にとっても魅力ある、「住んでよし、訪れてよし」の地域を維持、形成していくこととしています。そのためには、一人ひとりの住民が自ら小諸市の魅力を再認識し、より誇りをもって統合的にその価値を全国、世界に発信し、観光地間・地域間の競争に勝ち残っていく必要があり、各自バラバラに活動するのではなく、同じ想いを持ち、オール小諸で「観光地域づくり」に取り組むことを目指しています。

生活基盤整備

立地適正化計画

平成26（2014）年8月施行の改正都市再生特別措置法に基づき策定される計画です。人口の急激な減少と高齢化を背景として、あらゆる世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題となっています。こうした中、様々な都市機能や住居等がまとまって立地し、高齢者などの住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要であるとの考え方にに基づき、この改正法の中で初めて「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携が具体的に措置されました。計画には、「都市機能誘導区域」や「居住誘導区域」などの区域の他、基本的な方針、その他必要な事項を記載します。このうち、「都市機能誘導区域」は医療・福祉・商業等の都市機能を誘導・集約し、これらサービスの効率的な提供を図る区域で、区域内へ立地を誘導すべき都市機能増進施設も設定します。また、「居住誘導区域」は、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域となります。

多極ネットワーク型コンパクトシティ

急速な人口減少・高齢化社会の進展に対し、都市を持続的に発展させ、生活の質の向上を図るため、医療・福祉・商業等の生活に欠かすことのできない都市機能や居住を集約・誘導し、限られた資源の集中的・効率的な利用で持続可能な都市・社会を実現しようとし、集約型の都市構造をコンパクトシティと呼びます。そして、一つの拠点にすべての都市機能・居住を集約させるのではなく、地域の特徴を活かした多様な拠点の形成を図るとともに、拠点同士を公共交通・幹線道路網の交通ネットワークで結び、アクセスしやすい都市構造の形成によりコンパクトシティの実現を図ることを、多極ネットワーク型コンパクトシティと呼びます。

自主防災組織

災害対策基本法で規定されている、地域住民による任意の防災組織のことです。小諸市では、区を単位とし、これによりがたい場合は町内会又は町内会の連合体を単位にして、設置を推進しています。防災対策の基本は、「①自助…自分の命は自分で守る」「②共助…家族、職場や地域社会が協力してお互いを守る」「③公助…行政による救助・支援」の3つとされ、自主防災組織は、このうちの「共助」の中核を担う組織となります。自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者（高齢者、こども、障がい者、傷病者や外国人など手助けが必要な人）への対応における成果が期待され、また、日常の活動を通じて地域の連帯感の強化も期待されるなど、近年、その重要性を増しています。

協働・行政経営

小諸市自治基本条例

市民が主役の自治（まちづくり）を進めていくために、その理念や基本原則、まちづくりに関わる主体それぞれの役割や責任、市政運営の基本的なルールなどを定めたものです。平成 19（2007）年度から平成 21（2009）年度にかけ、市民、議員、市職員の協働による検討、策定作業が進められ、平成 22（2010）年 4 月に施行されました。「自治基本条例」は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めるものとして、全国の自治体で条例制定が進められており、「自治に関する最高規範」との位置付けから、「自治体の憲法」とも言われます。「小諸市自治基本条例」では、「市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚するとともに、自らの意思と責任において主体的に行動し、互いに暮らしやすい地域社会を協働でつくること」を基本理念とし、「①市民主体の原則」「②参加と協働の原則」「③情報共有の原則」の3つを基本原則としています。そして、この理念と原則に基づき、「各主体の権利・役割・責務」「市政運営の枠組み」「参加と協働の仕組み」「住民投票」などについて規定しています。

行政マネジメントシステム（トータルマネジメントシステム）

行政運営に関して、計画・予算・評価・人事といった様々な行政のシステムをそれぞれ別々に運用するのではなく、一連のものとして連携した仕組みとして運用することです。

シティプロモーション

シティプロモーションという言葉には、地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれますが、一般的には、地域の持続的な活性化に向けて、観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的に、地域の魅力を発見・発掘し、内外に効果的に発信することで、地域の知名度やイメージの向上を図るための継続的な活動のこととされます。単に地域の名前が有名になるだけでなく、地域の活性化につながる事が重要であり、地域外だけではなく、地域の中にもしっかり情報が発信され、住民や出身者などに対しても地域の魅力を訴求する必要があります。

DX

デジタルトランスフォーメーションの略です。Transformation の Trans は交差するという意味があるため、交差を 1 文字で表す「X」が用いられ、DXと略されています。DXとは、社会環境の激しい変化に対応するために、デジタル技術を活用し、業務、組織、プロセス、組織内文化・風土を変革することです。

PDCA サイクル

営利や非営利を問わず、様々な組織が行う一連の活動を、それぞれ「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という観点から管理するビジネス・フレームワーク（経営戦略や業務改善、問題解決などに有益な分析手法や考え方の枠組み。）。計画、実行、評価、改善のプロセスを繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという概念です。

公共施設等総合管理計画

平成 29（2017）年 3 月に策定された「将来に渡り必要な行政サービスを継続して提供する」ために、小諸市が保有する公共施設等の長期的な維持管理や運営方法に関する方針を定めた計画です。市が保有する公共施設等（市庁舎や学校といった「公共施設」と、道路や橋梁、上下水道といった「インフラ施設」など）の多くが、老朽化の進行に伴い更新の時期を迎えています。しかし、今後の財政見通しや人口推計などを踏まえると、全てを今までと同じように更新することは難しい状況であることから、本当に必要な施設を維持していくために策定したものです。

基金

特定の用途に充てるため、他の財産と区分して保有する金銭のことを指し、一般家庭で言うところの貯金にあたります。

市債

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務であり、一般家庭で言うところの借金にあたります。

実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。返済額／財政規模であるため、この数値が低いほど、健全な財政であると言えます。

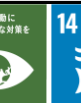
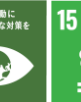
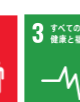
◆施策別個別計画一覧表

施策No.	施策目標	個別計画名	計画期間(年度)	所管課
【政策1 子育て・教育】心豊かで自立できる人が育つまち				
1-1	教育環境の充実を図り、こどもたちの「生きる力」を育みます	教育振興基本計画	R6～R9	学校教育課
		学校再編計画	R5～	
		学校施設長寿命化計画	R3～R42	
1-2	女性や若者が安心してこどもを産み育て、こどもたちが健やかに成長できる環境の整備を進めます	こども計画	R2～R6	こども家庭支援課
		地域福祉計画・地域福祉活動計画	R2～R6	
1-3	生涯にわたる市民の主体的な「学び」を促進し、「生涯学習社会」の実現を目指します	教育振興基本計画	R6～R9	文化財・生涯学習課
		子ども読書活動推進計画	R6～R9	
1-4	かけがえのない文化財を保存・継承し、有効に活用します	教育振興基本計画	R6～R9	
1-5	スポーツを通じて、交流や活動が生まれるまちを目指します	教育振興基本計画	R6～R9	スポーツ課
		スポーツ推進計画	R3～R7	
1-6	市民の人権意識を高めます	教育振興基本計画	R6～R9	人権同和教育課・人権政策課
		部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画	R6～R9	
		男女共同参画こもろプラン	R6～R9	
【政策2 環境】自然環境を守り、循環型社会の進んだまち				
2-1	ごみの減量と再資源化を進めます	ごみ処理基本計画(一般廃棄物処理基本計画、食品ロス削減推進計画を含む)	R6～R13	生活環境課
		分別収集計画	R5～R9	
		一般廃棄物処理実施計画	R6～	
		災害廃棄物処理計画	R3～	
2-2	環境の保全とゼロカーボンを推進し、自然環境にやさしいまちづくりを目指します	環境基本計画(地球温暖化対策実行計画【区域施策編】【事務事業編】・気候変動適応計画を包む)	R6～R13	
2-3	市内全域の水洗化を推進し、公共用水域を保全します	信濃川流域別下水道整備総合計画	H28～R27	下水道課
		長野県生活排水対策構想	R5～R9	
		公共下水道事業計画	R3～R7	
		社会資本総合整備計画	R3～R7	
		下水道事業経営戦略	H29～R8	
		公共下水道ストックマネジメント計画	R3～R7	
		生活排水処理基本計画	R3～R7	

【政策3 健康・福祉】一人ひとりが健康に心がけ、みんなで支え合うまち				
3-1	一人ひとりが健康に心がけ、生涯元気で暮らせるよう支援します	地域福祉計画・地域福祉活動計画	R2～R6	健康づくり課
		健康づくり計画(げんき小諸21／自殺対策計画・母子保健計画を含む)	R6～R11	
		データヘルス計画(特定健診保健指導計画を含む)	R6～R11	
		食育推進計画	R3～R7	
3-2	誰もが安心できる福祉環境を整備します	地域福祉計画・地域福祉活動計画	R2～R6	福祉課
		障がい者プラン(福祉行動計画)	R3～R8	
		障害福祉計画	R6～R8	
		障害児福祉計画	R6～R8	
		成年後見制度促進計画	R6～R8	
3-3	高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進します	地域福祉計画・地域福祉活動計画	R2～R6	高齢福祉課
		高齢者福祉計画・介護保険事業計画	R6～R8	
【政策4 産業・交流】地域の宝、地域の資源を有効活用し、活気ある豊かなまち				
4-1	持続可能で多様な小諸の「農」と「森林(もり)」を目指します	地域計画(農業経営基盤強化促進法関係)	R6～	農林課
		農業農村振興地域整備計画	S52～	
		農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針	R5～R10	
		森林整備計画	R6～R16	
4-2	地域の強みを活かした企業誘致とビジネス集積を強化し、地域経済の支援を図ります	(なし)		商工観光課
4-3	暮らしやすさや地域の魅力を発信し、移住・観光交流人口の増加とまちづくりの担い手育成を進めます	観光地域づくりビジョン	H28～	
		動物園再整備基本計画	H31～	
		観光施設事業経営戦略	R5～R14	

【政策5 生活基盤整備】安心して快適に暮らせるまち				
5-1	多極ネットワーク型コンパクトシティにより、利便性が高く、居心地のよい、ひらかれた都市づくりを進めます	都市計画マスタープラン	H28～R17	都市計画課
		立地適正化計画	H28～R17	
5-2	社会基盤の整備と長寿命化を進めます	舗装長寿命化修繕計画	R4～R8	建設課
		橋梁及び横断歩道橋長寿命化修繕計画	R6～R15	
		トンネル長寿命化修繕計画	R6～R10	
		耐震改修促進計画	R3～R7	
		公営住宅等長寿命化変更計画	R6～R15	
		空家等対策計画	R3～R9	
		公園施設長寿命化計画	R6～R15	
5-3	水道水の安定供給と事業の持続的な安定経営を進める	上水道事業基本計画	H29～R18	上水道課
		水道ビジョン2017	H29～R8	
		上水道事業実施計画	R6～R8	
		地域防災計画	S40～	
5-4	参加と協働で安全・安心な暮らしを実現します	地域防災計画	S40～	危機管理課
		国土強靱化地域計画	R6～R9	
		交通安全計画	R4～R8	
【政策6 協働・行政経営】すべての主体が参加し、協働するまちづくり				
6-1	参加と協働による市民主体のまちづくりを推進します	(なし)		企画課
6-2	戦略的で効率的・効果的な行政経営を推進します	DX推進計画	R5～R8	
6-3	財政の健全性を確保しながら、効率的・効果的な財政運営を進めます	公共施設等総合管理計画	R4～R13	財政課
6-4	職員の意識改革と育成を図り、市民サービスの向上に努めます	人材育成基本方針	H17～	総務課
		定員管理計画	R6～R9	

◆基本計画とSDGs 17のゴールとの関連表（政策・施策ベース）

第12次基本計画		SDGs 17の主なゴール	
政策 1 子育て・教育		     	
施策 1-1	教育環境の充実を図り、こどもたちの「生きる力」を育みます		
施策 1-2	安心してこどもを産み育て、こどもたちが健やかに成長できる環境の整備を進めます	 	
施策 1-3	生涯にわたる市民の主体的な「学び」を促進し、「生涯学習社会」の実現を目指します	 	
施策 1-4	かけがえのない文化財を保存・継承し、有効に活用します	 	
施策 1-5	スポーツを通じて、交流や活動が生まれるまちを目指します	  	
施策 1-6	市民の人権意識を高めます	  	
政策 2 環境		     	
施策 2-1	ごみの減量と再資源化を進めます	  	
施策 2-2	環境の保全とゼロカーボンを推進し、自然環境にやさしいまちづくりを目指します	  	
施策 2-3	市内全域の水洗化を推進し、公共用水域を保全します	 	
政策 3 健康・福祉		  	
施策 3-1	一人ひとりが健康に心がけ、生涯元気で暮らせるよう支援します		
施策 3-2	誰もが安心できる福祉環境を整備します	 	
施策 3-3	高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進します	 	

第12次基本計画		SDGs 17の主なゴール				
政策4 産業・交流		2 飢餓をゼロに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	13 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさも守ろう
施策4-1	持続可能で多様な小諸の「農」と「森林（もり）」を目指します	2 飢餓をゼロに	13 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさも守ろう		
施策4-2	地域の強みを活かした企業誘致とビジネス集積を強化し、地域経済の活性化を図ります	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう			
施策4-3	暮らしやすさや地域の魅力を発信し、移住・観光交流人口の増加とまちづくりの担い手育成を進めます	8 働きがいも経済成長も				
政策5 生活基盤整備		3 すべての人に健康と福祉を	6 安全な水とトイレを世界中に	11 住み続けられるまちづくりを		
施策5-1	多極ネットワーク型コンパクトシティにより、利便性が高く、居心地のよい、ひらかれた都市づくりを進めます	3 すべての人に健康と福祉を	6 安全な水とトイレを世界中に	11 住み続けられるまちづくりを		
施策5-2	社会基盤の整備と長寿命化を進めます	11 住み続けられるまちづくりを				
施策5-3	水道水の安定供給と事業の持続的な安定経営を進めます	6 安全な水とトイレを世界中に				
施策5-4	参加と協働で安全・安心な暮らしを実現します	3 すべての人に健康と福祉を	11 住み続けられるまちづくりを			
政策6 協働・行政経営		8 働きがいも経済成長も	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナリプで目標を達成しよう		
施策6-1	参加と協働による市民主体のまちづくりを推進します	17 パートナリプで目標を達成しよう				
施策6-2	戦略的で効率的・効果的な行政経営を推進します	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナリプで目標を達成しよう			
施策6-3	財政の健全性を確保しながら、効率的・効果的な財政運営を進めます	17 パートナリプで目標を達成しよう				
施策6-4	変革に柔軟に対応する職員を育成し、市民サービスの向上を図ります	8 働きがいも経済成長も				

◆基本計画とSDGs17のゴールとの関連表(SDGsベース)

	ゴール1 貧困をなくそう	
	自治体の役割	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・生活困窮者への就労等の自立支援	施策3-2(福祉課)
	ゴール2 飢餓をゼロに	
	自治体の役割	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・スマート農業の活用や農ライフの支援による持続可能な農業の推進	施策4-1(農林課)
	ゴール3 すべての人に健康と福祉を	
	自治体の役割	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・スポーツを通じた健康の維持・増進	施策1-5(スポーツ課)
	・こどもから大人まで、様々な健康支援	施策3-1(健康づくり課)
	・障がい、生活困窮等にある方への福祉支援	施策3-2(福祉課)
	・生きがいづくりや介護予防などの高齢者への健康支援	施策3-3(高齢福祉課)
	・公共交通の整備による交通事故の抑制	施策5-1(都市計画課)
	・市民や関係団体と連携した交通安全運動の推進	施策5-4(危機管理課)

	ゴール4 質の高い教育をみんなに	
	自治体の役割	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・梅花教育の推進	施策1-1(学校教育課)
	・幼児期、学童期のこどもの良質な教育と保育の確保	施策1-2 (こども家庭支援課)
	・社会教育施設の講座等、生涯学習機会の充実	施策1-3 (文化財・生涯学習課)
	・文化財の保存・継承・活用や芸術文化の学習機会の創出	施策1-4 (文化財・生涯学習課)
	・トップアスリートとの交流による生涯学習教育	施策1-5(スポーツ課)

	ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう	
	自治体の役割	自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の役割を増やすのも重要な取組といえます。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・男女平等社会に向け、様々な場での学習・啓発の推進	施策1-6 (人権同和教育課・人権政策課)

	ゴール6 安全な水とトイレを世界中に	
	自治体の役割	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全をとおして水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・排水処理サービスの適切な提供	施策2-3(下水道課)
	・公衆用トイレの維持管理による適切な衛生環境の提供	施策5-1(都市計画課)
	・清浄な水道水の安定供給	施策5-3(上水道課)

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	ゴール7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	
	自治体の役割	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・環境、景観、住民に配慮した再生可能エネルギーの普及	施策2-2(生活環境課)

8 働きがいも 経済成長も 	ゴール8 働きがいも経済成長も	
	自治体の役割	自治体は経済成長戦略の策定をととして地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備をととして労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・安定した雇用環境の確保	施策4-2(商工観光課)
	・地域の特色を生かした経済活動の定着、移住・定住の推進	施策4-3(商工観光課)
	・市民の役に立つことで働きがいを向上	施策6-4(総務課)

9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう	
	自治体の役割	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・企業誘致や事業者支援の取り組み	施策4-2(商工観光課)

	ゴール10 人や国の不平等をなくそう	
	自治体の役割	差別や偏見の解消を推進する上でも、自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・家庭・地域・学校・企業等様々な場への人権の啓発	施策1-6(人権政策課)

	ゴール11 住み続けられるまちづくりを	
	自治体の役割	包摂的で、安全、レジリエント(柔軟かつ弾力のある)で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・学びの場の提供と生涯学習施設の充実	施策1-3(文化財・生涯学習課)
	・郷土愛の育みと芸術文化のまちづくりの推進	施策1-4(文化財・生涯学習課)
	・体育施設の環境づくり及び管理運営の検討	施策1-5(スポーツ課)
	・支えあう地域づくりの推進と住み慣れた地域で安心して暮らせる体制整備	施策3-3(高齢福祉課)
	・利便性と快適性を備えた魅力あるまちづくり	施策5-1(都市計画課)
	・道路・橋梁の維持や修繕により、安全性と快適性を確保	施策5-2(建設課)
	・支援を要する方への防災対策の充実	施策5-4(危機管理課)
	・行政マネジメントシステムの運用により、「持続可能なまち」を目指す	施策6-2(企画課)

	ゴール12 つくる責任つかう責任	
	自治体の役割	環境負担削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや4Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・4Rの実践による、ごみの減量と循環型社会の実現	施策2-1(生活環境課)

	ゴール13 気候変動に具体的な対策を	
	自治体の役割	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・4Rの実践による、ごみの減量と地球温暖化の防止	施策2-1(生活環境課)
	・環境教育の充実や事業者への「長野県SDGs推進企業登録制度」の説明	施策2-2(生活環境課)
	・森林や農地等の適切な維持管理や農業用施設の強靱化の推進	施策4-1(農林課)

	ゴール14 海の豊かさを守ろう	
	自治体の役割	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等とおして海洋に流れ出ることが無いように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・河川パトロールや環境学習による河川の汚染防止と環境保全	施策2-1(生活環境課)
	・生活排水処理サービスの普及による公共用水域の保全	施策2-3(下水道課)

	ゴール15 陸の豊かさを守ろう	
	自治体の役割	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・水質検査や大気汚染調査等の情報提供と環境学習の実施	施策2-2(生活環境課)
	・森林や農地等の適切な維持管理や農業用施設の強靱化の推進	施策4-1(農林課)

	ゴール16 平和と公正をすべての人に	
	自治体の役割	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・障がい・児童虐待などで支援を必要とする、こどもや家庭へのサポート	施策1-2 (こども家庭支援課)
	・家庭・地域・学校・企業等様々な場への人権の啓発	施策1-6 (人権同和教育課・人権政策課)

	ゴール17 パートナリシップで目標を達成しよう	
	自治体の役割	自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・参加と協働の促進及び地域組織・各種団体の支援	施策6-1(企画課)
	・「行政マネジメントシステム」の運用及び職員間の共有	施策6-2(企画課)
	・行財政改革の推進と市民への情報提供	施策6-3(財政課)

【参考資料】

私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)－導入のためのガイドライン－

(編集:自治体SDGsガイドライン検討委員会 発行:一般財団法人建築環境・省エネルギー機構)

◆「戦略的で効率的な行政経営の推進」に関する実行計画

I 実行計画

1 策定の目的

将来人口の減少、少子高齢化の進展、公共施設等の老朽化、情報通信技術や人工知能の飛躍的發展等、当市を取り巻く環境は大きく変化をしています。こうした変化し続ける社会情勢に的確に対応し、市民サービスを維持・向上させるため、今後の行政改革を進める方向性を示すと共に、「戦略的で効率的な行政経営」を着実に進める指針となるものとして、本実行計画を策定しました。

2 計画の性格

本市では、総合計画を基軸とした予算や行政評価など他のシステムも連動する行政マネジメントシステムの運用を行うことで総合計画の進捗管理を図り、合わせて、恒常的に行政改革を進めています。このようなシステムから、本計画は行政経営における「ムダ・ムリ・ムラ」を徹底的に排除し、市民益につながる事業に「人・時間・お金」などの資源を振り分けることを推進するための実行計画と位置づけています。

3 計画期間

本実行計画の計画期間は、第12次基本計画と同期間である令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）とします。

II 実施項目

実施項目	トータルシステムの運用・管理の徹底			
担当部署	全課			
概要	すべての事務事業について緊急性、継続性、効率性など「選択と集中」の観点から計画を立て、実行し、評価を行います。最小の経費で最大の効果を発揮するため、事務・事業の見直しにより財源を確保し、優先事業への重点的な行政資源の配分を検討します。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				
	継続実施			

実施項目	柔軟で機動的な組織体制の確立			
担当部署	全課			
概要	簡素化、効率化を図るとともに、従来の縦割り型組織の弊害を克服し、多様な市民ニーズや組織横断的課題に迅速に対応できる柔軟で機動的な組織づくりに取り組みます。組織機構対応が難しい場合は、庁内プロジェクトチームを積極的に活用します。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				
	継続実施			

実施項目	情報通信技術の活用			
担当部署	企画課、関係各課			
概要	既存の情報システムを可視化し、システム全体を最適化することで全体のコスト削減を目指します。その上で、積極的にＩＣＴを活用し、庁内におけるペーパーレス化、デジタル行政サービスの推進について検討します。 なお、これらを進めるため、展開する事業は次のとおりです。 (1) 住民向け行政サービスのＤＸツールの検討、導入 ・行政手続のオンライン化 ・手続の簡略化 ・行政サービスのオンライン化 など (2) 庁内業務の効率化につながるＤＸツールの検討、導入 ・働き方改革（テレワーク等） ・単純な入力作業の自動化（ＲＰＡ及びＡＩ－ＯＣＲ等） ・業務フロー改革（電子決裁システム等） など (3) 組織風土の変革（職員の意識改革） (4) セキュリティ対策 (5) 新しいシステムの導入における運用ルールの作成、周知 (6) 定量的かつ定量的な数値（ＥＢＰＭ）の可視化による評価と改善 (7) 関係部署による定期的な情報共有と改善に向けた検討会議			
年次計画	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
				
	継続実施			

実施項目	アウトソーシングの検討			
担当部署	関係各課			
概要	行政の担うべき役割を常に意識し、市民協働や民間委託の推進による業務のアウトソーシングのメリット・デメリットを見極めつつ、事業や行政コストの削減による「行政の効率化」と「地域全体での最適化」を図ります。 なお、アウトソーシングの是非を検討する事業は、次のとおりです。 (1) 学校用務員 (2) 学校給食 (3) 道路維持補修・清掃 (4) 一般ごみ収集 (5) 体育館・競技場管理 (6) 公園管理（懐古園等都市公園含む） (7) 庶務業務（人事、給与、旅費等の事務を集約）			

	(8) 情報システム (9) 図書館管理 (10) 文化センター管理 (11) 児童館管理 (12) 保育園の管理・運営（給食含む） (13) 生涯学習施設の管理・運営 (14) 上水道事業 (15) 下水道事業 (16) 窓口業務 (17) その他			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				
	検討			
	方向決定			
	条件整備			
			委託開始	

実施項目	公共施設の配置、運営、維持管理の適正化			
担当部署	企画課、財政課、関係各課			
概要	公共施設の配置、運営、維持管理については、小諸市公共施設等総合管理計画で定めた基本方針に沿って、施設単独での更新や新規整備は行わず、必要性の高い施設の統合・複合化を進め、総量の縮減を目指します。 また、役割・目的を終えた未利用資産については、「用途廃止施設の活用・処分に関する運用ガイドライン」に基づき、民間への開放を含め積極的に活用・処分を進めます。			
年次計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				
	計画運用			

実施項目	職員の定員管理と配置の適正化 及び 人材育成			
担当部署	総務課、企画課、関係各課			
概 要	簡素で効率的な行政執行体制の整備とともに、適材適所の職員配置により適正な定員管理を行います。 また、人事評価の適正な運用を図ることなどにより、人材育成に取り組めます。			
年次計画	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
				
	定員管理			
				
	人材育成			

◆策定根拠となる条例（小諸市自治基本条例一部抜粋）

平成 22 年 3 月 30 日

条例第 1 号

第 3 章 市政運営

（市長の公約）

第 17 条 市長は、選挙時の公約を総合計画に反映させます。

2 市長は、前項に掲げた公約が検証可能な場合は、年 1 回以上その達成状況を市民に分かりやすく公表します。

（総合計画）

第 18 条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想及び基本計画から構成される総合計画を策定します。

2 市長は、総合計画の策定にあたっては、あらかじめ計画に関する情報を市民に提供し、市民の意見を反映させます。

3 市長は、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を年 1 回以上市民に分かりやすく公表します。

4 市長は、社会経済情勢の変化に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて総合計画を見直します。

（財政運営）

第 19 条 市長は、総合計画に基づく予算の編成及び執行を行い、最少の経費で最大の効果をあげるよう、健全な財政運営に努めます。

2 市議会及び市の執行機関は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表します。

（行政評価）

第 20 条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、市民参加による行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策等に反映します。

（附属機関等）

第 21 条 市の執行機関は、附属機関等を組織する場合、原則として市民からの公募による委員を参加させます。

2 市の執行機関は、附属機関等の委員構成について、その機関の目的に応じて男女の比率、他の附属機関等との重複を十分考慮の上、多様な人材を登用します。

3 市の執行機関は、附属機関等の会議に市民が参加しやすいよう、時間、場所その他開催方法等に配慮します。

4 市の執行機関は、附属機関等の会議を原則として公開します。

（情報公開及び説明責任）

第 22 条 市議会及び市の執行機関は、開かれた市政運営を行うため、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識するとともに、施策の企画、立案、実施及び評価の各段階において適切に情報公開及び情報提供を行い、市民に分かりやすく説明します。

◆総合計画審議会への諮問書

6 企第 186 号
令和 6 年 9 月 6 日

小諸市総合計画審議会
会長 西 村 廣 一 様

小諸市長 小 泉 俊 博

小諸市総合計画について（諮問）

このことについて、小諸市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり
諮問します。

記

1 諮問内容

小諸市総合計画「第 12 次基本計画」の策定について

2 諮問理由

小諸市では、「小諸市自治基本条例」に基づき、総合的かつ計画的な行政経営を図る
ため、「基本構想」及び「基本計画」から構成される「総合計画」を策定しています。

このうち、「基本構想」は、平成 28 年度から令和 9 年度にかけて運用されており、具
体的には、基本構想を「地域経営のための計画」と位置付け、地域の様々な主体が地域
のビジョンや各主体の役割を共有するとともに、計画を運用する仕組みとしての「協働
のまちづくりの体制構築」につなげることを最大の目的としています。

この基本構想に基づくとともに、本年 4 月の市長選挙も受け、市長公約等を反映し、
市長任期に合わせた今後 4 年間の市政の積極的かつ着実な進展を図るため、各行政分野
における主に行政が担うべき施策を総合的、体系的に示す「第 12 次基本計画」を策定
するにあたり、貴審議会の意見を賜りたく諮問するものです。

◆小諸市総合計画審議会条例

昭和63年12月23日

条例第24号

(設置)

第1条 小諸市の総合計画及び行政経営に関する事項について、調査審議を行うため、小諸市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 小諸市総合計画の策定に関する事項
- (2) 小諸市総合計画の進行管理及び評価に関する事項
- (3) 小諸市の行政経営に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民

3 前項第2号に掲げる市民は、小諸市自治基本条例(平成22年小諸市条例第1号)第3条第1号に規定する市民のうち公募に応じたものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員のほか関係者を審議会に出席させることができる。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の運営に関する事務を分掌し、委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 [略]

◆総合計画審議会からの答申書

令和6年11月7日

小諸市長 小 泉 俊 博 様

小諸市総合計画審議会
会長 西 村 廣 一

小諸市総合計画について（答申）

令和6年9月6日付6企第186号で諮問のあった標記の件について、当審議会では3回にわたり慎重に審議を重ねた結果、第12次基本計画案の内容については基本的に妥当であると認められますので、その旨答申します。

ただし、本文中において、文言の重複や表現が統一されていない箇所等については、市民にとって分かりやすい表現となるよう意識し、最終的な調整をお願いします。

なお、計画の策定及び運用に際しては、小諸市総合計画「第5次基本構想」で掲げる小諸市の将来像である「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸」を実現すべく、次の事項について十分配慮されることを要望します。

記

- 1 魅力ある学校教育による移住・定住の促進や、子どもたちが地元を学び郷土愛を育むことができる「ふるさと学習」等、各種施策の推進に注力されたい。
- 2 社会環境の変化が進む中、持続可能なまちづくりのため、市独自の企業及び農業者支援を積極的に実施されたい。
- 3 政策の方向性、施策の目的・目標・対象等に繋がりがあり、統一性のある総合計画の策定・運用を意識されたい。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により、希薄化が進んでいる地域コミュニティを継続して支援されたい。また、市民参加の機会を増やすとともに、引き続き市民の声を市政に生かすよう努められたい。

- 5 少子化や人口減少により、市役所、民間企業問わず、地方においては人材不足が加速することが予想される。働き方改革の推進や採用方法の工夫等により、人材不足の解決に向けて対応されたい。
- 6 デジタル技術の普及やデジタル人材の登用について、小諸をどのように発展させていくのか明確なビジョンを持ちつつ、様々な分野のデジタル化を推進されたい。
- 7 地震・大雨・噴火等の災害発生を考慮し、自助・共助を基本に、区や個人が有事の際に的確に対応できるよう、避難方法や備蓄物の確保等について、十分に情報発信を行うよう努力されたい。

以上

◆小諸市総合計画審議会委員名簿

令和6年11月1日現在

	推薦団体名等	委員名	備 考
学識経験者	元放送大学 広報課リーダー 元小諸高校・小諸商業高校校長	西村 廣一	
行政委員会委員	小諸市教育委員会	小山 真紀	
行政委員会委員	小諸市農業委員会	小山田 武	
関係団体役職員	小諸市区長会	小川 省一	
関係団体役職員	小諸市保健推進員会	横山 郁子	
関係団体役職員	小諸商工会議所	竹花 長雅	
関係団体役職員	こもろ観光局	山崎 幸浩	
関係団体役職員	小諸高校（校長）	柳澤 弘蔵	
関係団体役職員	八十二銀行（小諸支店長）	宮沢 幸一	
関係団体役職員	連合長野佐久地域協議会	手塚 光太	
関係団体役職員	コミュニティテレビこもろ	後藤 理恵	
市民公募委員	長野大学 助教	奥田 純子	

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



小諸市総合計画 第 12 次基本計画

企画・編集・発行：小諸市 総務部 企画課

〒384-8501 小諸市相生町三丁目3番3号
TEL：0267-22-1700（代表）
E-mail：kikaku@city.komoro.nagano.jp
URL：https://www.city.komoro.lg.jp